

平成 2 3 年第 9 回定例会  
( 第 1 日 目 )

津 別 町 議 会 会 議 録

平成 23 年第 9 回 津別町議会定例会会議録

招 集 日 平成 23 年 12 月 12 日

場 所 津別町議会議事堂

開会日時 平成 23 年 12 月 20 日 午前 10 時 00 分

延会日時 平成 23 年 12 月 20 日 午後 3 時 43 分

議 長 鹿 中 順 一

副 議 長 篠 原 眞 稚 子

議員の応召、出席状況

議席 番号	氏 名	応 召 不応召	出席 状況	議席 番号	氏 名	応 召 不応召	出席 状況
1	乃 村 吉 春	○	○	6	白 馬 康 進	○	○
2	谷 川 忠 雄	○	○	7	藤 原 英 男	○	○
3	茂呂竹 裕 子	○	○	8	山 内 彬	○	○
4	村 田 政 義	○	○	9	篠 原 眞 稚 子	○	○
5	鳥 本 英 樹	○	○	10	鹿 中 順 一	○	○

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(イ) 執行機関の長等

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
町 長	佐藤 多一	○	監 査 委 員	幾世橋良三	○
農業委員会委員長			選挙管理委員会委員長		
教育委員会委員長					

(ロ) 委任または嘱託

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
副 町 長	佐藤 正敏	○	教 育 長	阿部 博道	○
総 務 課 長	林 伸行	○	学校教育課長	房田 敏彦	○
総 務 課 主 幹	川口 昌志	○	学校給食センター主幹	成田 信雄	○
民営化準備室主幹	竹俣 信行	○	社会教育課主幹	伊藤 同	○
企画財政課長	斉藤 善己	○	農業委員会事務局長	深田 知明	○
企画財政課参事	石橋 吉伸	○	農業委員会事務局次長	小野寺祥裕	○
企画財政課主幹	横山 智	○	選 管 局 長	林 伸行	○
企画財政課主幹	齋藤 昭一	○	選 管 次 長	川口 昌志	○
住民生活課長	鈴木 悦郎	○	監査委員事務局長	長良 英俊	○
住民生活課主幹	伊藤 泰広	○			
保健福祉課長	鵜田 憲治	○			
保健福祉課主幹	山田 英孝	○			
保健福祉課主幹	石川 篤	○			
特 養 園 長	徳田 博一	○			
特 養 主 幹	清野 敏幸	○			
産 業 課 長	深田 知明	○			
産 業 課 主 幹	小野寺祥裕	○			
建 設 課 長	上野 安男	○			
建 設 課 主 幹	江草 智行	○			
会 計 管 理 者	酒井 操	○			
総務課庶務担当主査	松橋 正樹	○			

会議の事務に従事した者の職氏名

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
事 務 局 長	長良 英俊	○	事 務 局 主 任	中橋 育美	○
事 務 局 主 査	小泉 政敏	○			

会 議 に 付 し た 事 件

日程	区分	番号	件 名	顛 末
1			会議録署名議員の指名	4番 村田 政義 5番 鳥本 英樹
2			会期の決定	自 12月20日 2日間 至 12月21日
3			諸般の報告	
4			行政報告並びに提案理由の説明	
5			一般質問	
6	諮問	1	人権擁護委員候補者の推薦に関する意見を求めることについて	
7	議案	65	津別町課設置条例の一部を改正する条例の制定について	
8	〃	66	津別町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
9	〃	67	津別町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について	
10	〃	68	津別町し尿等処理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
11	〃	69	津別町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	
12	〃	70	津別町下水道条例の一部を改正する条例の制定について	

日程	区分	番号	件名	顛末
13	議案	71	津別町個別排水処理施設管理条例の一部を改正する条例の制定について	
14	〃	72	津別町農業集落排水施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
15	〃	73	津別町移動通信用鉄塔施設整備事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について	
16	〃	74	平成23年度津別町一般会計補正予算（第5号）について	
17	〃	75	平成23年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について	
18	〃	76	平成23年度津別町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について	
19	〃	77	平成23年度津別町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について	
20	〃	78	平成23年度津別町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）について	
21	〃	79	平成23年度津別町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について	
22	〃	80	平成23年度津別町簡易水道事業会計補正予算（第2号）について	
23	〃	81	平成23年度津別町上水道事業会計補正予算（第3号）について	
24	報告	18	専決処分報告について（損害賠償の額を定めることについて）	

日程	区分	番号	件名	顛末
25	報告	19	専決処分の報告（損害賠償の額を定めることについて）	
26	〃	20	平成23年度定例監査の報告について	

(午前 10 時 00 分)

◎開会の宣告

○議長（鹿中順一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。

ただいまから平成 23 年第 9 回津別町議会定例会を開会します。

◎開議の宣告

○議長（鹿中順一君） これから本日の会議を開きます。

本日の会議に付する議案は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（鹿中順一君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 118 条の規定により、議長において

4 番 村 田 政 義 君                      5 番 鳥 本 英 樹 君

の両名を指名します。

◎会期の決定

○議長（鹿中順一君） 日程第 2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から 12 月 21 日までの 2 日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から 12 月 21 日までの 2 日間と決定しました。

◎諸般の報告

○議長（鹿中順一君） 日程第 3、諸般の報告を行います。

事務局長に報告させます。

○事務局長（長良英俊君）　こちらから諸般の報告を申し上げます。

本日の議事日程については、お手元に配付してあります日程表のとおりであります。

本日の会議に説明のため出席する者の職、氏名は一覧表としてお手元に配付しているとおりであります。職務の都合により一部異動がある場合がありますことをご了承願います。

前議会から本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付しておりますとおりであります。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君）　これで諸般の報告を終わります。

#### ◎行政報告並びに提案理由の説明

○議長（鹿中順一君）　日程第4、行政報告並びに提案理由の説明を行います。

町長から行政報告並びに提案理由の説明に関して発言の申し出がありますので、これを許します。

町長。

○町長（佐藤多一君）　〔登壇〕　おはようございます。本日ここに第9回定例議会を招集いたしましたところ、議員各位には極めてご多忙のところご出席賜り、厚くお礼申し上げます。

ただいま発言のお許しをいただきましたので、第8回臨時議会後の行政報告と本日付議いたしております18件の議件につきまして、提案の概要をご説明申し上げます。

はじめに、ふるさと納税制度による寄附についてであります。12月15日現在、1件50万円のご寄附が寄せられており、ご厚志に深く感謝申し上げますとともに今後とも町民の皆様にもお知り合いを紹介していただきながら、制度のご理解とご協力を呼びかけてまいりたいと存じます。

次に、まちづくり懇談会についてであります。本年度は、認定こども園及び地域課題を懇談会のテーマとし、10月17日から12月6日までの間に18か所で開催いたしましたところ、201名（昨年は19か所234名）の参加があり、これに6月30日に岩富自治会より要請のあったまちづくり懇談会を加えますと計214名の方々が参加された



ところであります。この懇談会の開催にご尽力いただきました自治会等関係者の皆様にお礼申し上げますとともに、気軽に意見交換を行える有意義な場として今後とも継続してまいり所存であります。

次に、木質ペレット製造施設の火災についてであります。11月29日、午後11時頃、木質ペレット製造施設内部から出火し、休憩室、トイレ及び製造機械の一部を焼損いたしました。出火原因につきましては、翌日午前10時から美幌警察署と津別消防署による現場検証が行われ、施設内に保管していた焼却灰から出火、延焼したものと判断されたところです。今回の火災につきましては、回収した焼却灰の保管方法に問題があったものと考えており、ボイラー施設管理側と指定管理組合側双方において、再発防止に向けた対策を行うとともに、ペレット製造施設の早期復旧に努め、暖房用燃料の安定供給と適切な管理運営に努めてまいります。町民の皆さんの財産である公共施設の管理には細心の注意が必要であるにもかかわらず、こうした火災を発生させてしまいましたことに深くお詫びを申し上げます。

次に、イルミネーションの点灯についてであります。本年も、まちなかイルミネーション推進委員会等により、12月2日、さんさん館と五差路にイルミネーションが設置され、点灯式が行われました。来年2月29日まで、まちなかで鮮やかな輝きを放ち、町民の目を楽しませてくれるものと思います。また、夜には、さんさん館において、まちづくりセンター運営協議会が主催する点灯セレモニーパーティーが開催され、多くの方々がチミケップホテルの料理に舌鼓を打っていました。イルミネーションの設置、点灯にあたりご協力いただきました関係の皆様へ、深くお礼を申し上げる次第であります。

次に、建設工事等の発注状況についてであります。12月13日現在、一般土木工事関係については、交通安全施設改修工事ほか22件、1億9,269万6,000円(100%)、一般建設工事関係については、木質ペレット製品保管庫整備事業ほか29件、3億8,629万8,000円(95.7%)、上・下水道工事関係については、北地区個別排水処理浄化槽設置工事(その3)ほか22件、5,621万7,000円(100%)、設計等委託業務関係については、携帯電話等エリア整備事業設計業務ほか18件、4,048万6,000円(100%)、平成23年度予算分について、総額6億7,569万7,000円(97.5%)となっており、一般

建築工事関係の一部を残し発注を終了したところであります。

引き続き、本日の付議議件について、提案の理由をご説明申し上げます。

諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦に関する意見を求めることについて」は、現職の人権擁護委員であります細川サチ子さんの任期が平成24年3月31日で満了となることから、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、候補者の推薦について議会の意見を求めるものであります。

議案第65号「津別町課設置条例の一部を改正する条例の制定について」は、第2次機構改革として、将来の課題や各種計画が実現できる体制と住民サービスをより柔軟に行えるよう、課等の統合設置及び分掌事務の内容について改正しようとするものであります。

議案第66号「津別町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、平成23年度に取得予定のまちなか団地Ⅱ工区買取事業に係る町営住宅を追加しようとするものであります。

議案第67号「津別町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について」は、緑町及び新町に建設中の特定公共賃貸住宅と共同施設の駐車場を追加しようとするものであります。

議案第68号「津別町し尿等処理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、上下水道運営審議会の答申を受けて、し尿処理手数料を改定しようとするものであります。

議案第69号「津別町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について」は、道路法施行令の一部を改正する政令が平成22年12月3日に公布され、平成23年4月1日から施行されたことに伴い、道路占用料を改定しようとするものであります。

議案第70号「津別町下水道条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第71号「津別町個別排水処理施設管理条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第72号「津別町農業集落排水施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、上下水道運営審議会の答申を受けて、それぞれの使用料について改定しようとするものであります。

議案第73号「津別町移動通信用鉄塔施設整備事業分担金徴収条例の一部を改正する

条例の制定について」は、整備事業における電気通信事業者から徴収する分担金について、補助金等の歳入財源に対する適正な負担率に改めるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第 74 号「平成 23 年度津別町一般会計補正予算（第 5 号）について」は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 1,796 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 53 億 1,477 万 9,000 円とするものであります。今回の補正につきましては、人事院勧告等による給与費の補正、罹災したペレット製造施設の復旧工事に伴う地域バイオマス利活用事業の補正、積立金及び繰出金等の補正を主に、これまでに確定をみております経常経費・投資的経費等の事業精査を含め、歳入歳出予算の補正をお願いするものであります。

以下、補正の内容につきまして歳出・歳入の順で申し上げます。

歳出では、議会費で、議会運営経費として 25 万 3,000 円の追加。

総務費で、総務管理経費として 72 万円の追加、電算化推進経費として 39 万 9,000 円の追加、地域情報化経費として 134 万 1,000 円の追加、財政調整基金積立金として 2,825 万 9,000 円の追加、地域振興基金積立金として 1 億 11 万 2,000 の追加、税務事務経費として 30 万円の追加。

民生費で、障がい者自立支援事業経費を 1,062 万 5,000 円の減額、地域生活支援事業経費として 126 万 4,000 円の追加、社会福祉管理経費として 443 万 7,000 円の追加、国民健康保険事業特別会計繰出金を 804 万 8,000 円の減額、介護保険事業特別会計繰出金として 21 万 6,000 円の追加、介護サービス事業特別会計繰出金を 36 万 3,000 円の減額、福祉基金積立金として 40 万 1,000 円の追加、後期高齢者医療事業特別会計繰出金として 8 万 7,000 円の追加、子ども手当等扶助費として 125 万 9,000 円の追加。

衛生費で、下水道事業特別会計繰出金を 249 万 8,000 円の減額、簡易水道事業特別会計繰出金を 77 万 1,000 円の減額。

農林業費で、地域バイオマス利活用事業として 5,367 万 8,000 円の追加、鳥獣被害防止総合対策事業を 2,587 万 1,000 円の減額。

土木費で、建設機械管理経費として 84 万 3,000 円の追加、町営住宅管理経費として 22 万 3,000 円の追加。

消防費で、事務組合負担金を 20 万 2,000 円の減額。

教育費で、教育委員会事務局経費を 262 万 3,000 円の減額、津別高校振興対策事業を 306 万 7,000 円の減額、小学校施設管理経費として 175 万 3,000 円の追加、社会体育事務経費として 35 万円の追加。

公債費で、長期債償還元金として 16 万 5,000 円の追加、長期債償還利子を 357 万 7,000 円の減額。

歳入では、町税で 4,651 万 7,000 円の追加。地方特例交付金で 90 万 5,000 円の減額、地方交付税で 7,082 万 5,000 円の追加、分担金及び負担金で 217 万 2,000 円の減額、使用料及び手数料で 120 万 3,000 円の減額、国庫支出金で 1,066 万 6,000 円の減額、道支出金で 1,461 万 2,000 円の減額、財産収入で 31 万 1,000 円の追加、寄附金で 140 万円の追加、繰越金で 2,697 万 8,000 円の追加、諸収入で 509 万 6,000 円の追加、町債で 360 万円の減額をするものであります。

このほか、地方債補正について 2 件の変更を行い、補正予算の編成を行ったものであります。

議案第 75 号「平成 23 年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について」は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 2,021 万 6,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 9 億 6,167 万 2,000 円とするものであります。

歳出では、人事院勧告等に伴う給与費及び保険給付費の増並びに前年度繰越金の積み立てに伴う基金積立金の追加が主なものであり、歳入では、賦課決定に伴う国民健康保険税及び交付額決定による療養給付費交付金の増並びに一般会計及び国保基金繰入金と繰越金の追加を主なものとして、補正予算を編成したものであります。

議案第 76 号「平成 23 年度津別町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）について」は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 322 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 7,892 万 9,000 円とするものであります。

歳出では、保険料及び保険基盤安定負担金の決定等に伴う後期高齢者医療広域連合納付金の追加であり、歳入では賦課決定に伴う後期高齢者医療保険料及び繰越金の追加を主なものとして補正予算を編成したものであります。

議案第 77 号「平成 23 年度津別町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）につい

て」は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 65 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 4 億 4,860 万 9,000 円とするものであります。

歳出では、人事院勧告等に伴う給与費及び事業実績に伴う保険給付費の調整と地域支援事業費の増及び前年度繰越金の積み立てに伴う基金積立金の追加が主なものであり、歳入では、賦課決定による保険料の増及び事業費の調整や増に伴う国庫支出金などの追加及び財源補填のための繰入金並びに決算剰余金による繰越金の追加などを主なものとして、補正予算を編成したものであります。

議案第 78 号「平成 23 年度津別町介護サービス事業特別会計補正予算（第 3 号）について」は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 127 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 2 億 7,787 万 5,000 円とするものであります。

歳出では、給与改定等に伴う給与費の減額及び特養、デイサービス、居宅介護支援における賃金、需用費、備品購入費等を追加し、歳入では、サービス収入及び繰入金の減額並びに決算剰余金による繰越金の追加により、補正予算を編成したものであります。

議案第 79 号「平成 23 年度津別町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について」は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 40 万 7,000 円を減額し、歳入歳出の予算総額を 3 億 8,994 万 4,000 円とするものであります。

歳出では、給与改定等に伴う人件費の精査、事業の完了に伴う精査及び経常経費の精査を主なものとし、歳入では事業の確定に伴い、国庫補助金、一般会計繰入金、諸収入の減額のほか、前年度繰越金の確定による繰越金の追加などにより、補正予算の編成を行ったものであります。

議案第 80 号「平成 23 年度津別町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について」は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 39 万 2,000 円を減額し、歳入歳出の予算総額を 5,061 万 8,000 円とするものであります。

歳出では、給与改定等に伴う人件費の精査、事業の完了による給水施設整備事業の減額などを主なものとし、歳入では事業完了に伴う一般会計繰入金の減額、前年度繰越金の確定による追加などにより、補正予算の編成を行ったものであります。

議案第 81 号「平成 23 年度津別町上水道事業会計補正予算（第 3 号）について」は、

収益的収入及び支出の支出において、給与改定等に伴う人件費の精査等により、営業費用の総係費について1万7,000円を減額、資産減耗費について78万1,000円を追加し、支出総額を1億2,006万4,000円とするものであります。

資本的収入及び支出については、事業完了精査により、収入においては工事負担金12万5,000円の減額により収入総額を1,334万2,000円とし、支出においては建設改良費の配水施設設置費で184万7,000円の減額、メーター設置費で44万1,000円の減額を行い、支出総額を8,391万8,000円とするものであります。

また、議会の議決を経なければ流用できない経費についても変更を行い、補正予算の編成を行ったものであります。

以上、提案議件について申し上げましたので、慎重にご審議の上、原案にご協賛賜りますようお願い申し上げ、行政報告並びに提案理由の説明にかえる次第であります。よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 以上で、行政報告並びに提案理由の説明を終わります。

#### ◎一般質問

○議長（鹿中順一君） 日程第5、一般質問を行います。

通告の順に従って順次質問を許します。

本定例会より、1年以内の完全移行を目指して、一問一答方式の試行を行います。1回目は、一括質問一括答弁とし、2回目から一問一答方式とします。答弁を含み1議員60分以内であります。

8番、山内彬君。

○8番（山内 彬君） [登壇] ただいま、議長の発言のお許しをいただきましたので、先に通告の一般質問についてお尋ねをしたいと思います。

最初に、認定こども園についてお伺いをしたいと思います。これまで、この認定こども園の整備計画についてそれぞれ説明があり、今年度のまちづくり懇談会の意見交換のテーマとして10月から12月にかけて、それぞれ町長は地域18か所のそれぞれの場所に出向いて、町からのテーマである整備計画について説明をされ、それぞれの地域から町民の声を聞いているところだと思えます。次の事項について町長に突っ込ん

でお尋ねを申し上げたいと思います。

最初に、1つ目でございますけども、町長は5回目となるまちづくり懇談会の参加人数が今年度は先ほど行政報告にもあったとおり201名と報告を受けておりますが、これまで平成19年からそれぞれまちづくり懇談会を実施しておりますが、年々参加人数が減少をしているところであります。今年度について言えば、数字に直せば3.5%ぐらいの人口割合、参加人数にすぎないというふうになっております。この過去4回含めて、このまちづくり懇談会についてどのような感想を持っているのかお尋ねをしたいと思います。

2つ目の項目でございますが、認定こども園の整備事業の計画や建設候補地の説明をまちづくり懇談会でそれぞれ説明をしているところですが、この説明に対し町民の反応や意見に対してどのように判断されて今後対応していくのかお伺いをしたいと、そういうふうに思います。

3つ目につきましては、まちづくり懇談会で地域から意見が出されているところもございまして、活汲、本岐地域については保育所が統合され、それぞれ地域の子どもたちは認定こども園が開設したら津別に通うこととなります。その認定こども園が開設されて地域から通われた子どもたちが卒園して小学校に入学するにあたり、それぞれ地域に戻ることで、これまで認定こども園で培われた子どもたちの教育環境、生活環境が地域に戻ることで非常に変化が著しくなり、心理的にも大きく子どもたちへの影響があるものと思います。地域の保護者も心配しているところがございますけども、できればこの平成26年4月に認定こども園を開設する計画でありますけども、この期間にあわせて本岐、活汲の両校の統廃合について真剣に検討すべきと思うが、考えをお聞きしたいと思います。

4項目めの、特に認定こども園につきましては、既存の青葉幼稚園との協議が重要だというふうに思います。協議は進んでいると思いますがどの程度進んでいるのか、また今後の見込みについてお伺いをしたいと存じます。

次に、町営バスの民営化計画についてお伺いをしたいと思います。町営バスの民営化計画につきましては、この3月に町のこれまで検討してきた報告があり、5月には町営バス民営化計画について具体的な内容を示されております。これに基づき、これ

までの検討した経過についてお伺いしたいと思います。相生線を含む町営バスを平成24年4月からスクールバスによる混乗型にするとし、民間へその部分を委託または開成線については地域生活交通路線として運行できる事業者を検討していくと、そういう経過があります。

相生線、本岐、活汲地域の住民については、特に高齢者含めた交通弱者がこの町営バスに非常に地域病院、または生活のために通うには非常に交通手段としては大事なものと考えております。特にこの問題について非常に心配をしているようでありますが、町は今年12日から15日にわたって、この町営バスの運行再編成地域説明会を開催したようでありますが、地域住民から要望等どのようなものがあつたのかお伺いをしたいと思います。

また、この関連による職員の処遇について配置転換、職種がえの協議はどの程度進んでいるのかお伺いをしたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 山内彬君の質問に対して理事者の答弁を求めます。

教育長。

○教育長（阿部博道君）〔登壇〕 それでは、認定こども園関係のご質問に対しまして、先に私のほうから小学校の統合についてお答えをさせていただきたいと思えます。

最初に、小学校の適正規模についての考え方でございますが、教育委員会といたしましては、小中学校の適正規模の指針として特に定めたものではありませんが、過疎化と少子化により児童、生徒が減少していく中で、基本的には児童、生徒の健やかな成長を促すとともに、児童、生徒のための教育環境といたしまして在籍児童数、学年ごとの児童数、学級編成状況、将来的な児童生徒の推移、通学手段、通学距離などにより、よりよい教育環境を提供し教育効果や学校運営上の諸課題について学校、保護者、地域をはじめ関係機関との十分な協議の上、小規模校のあり方、あるいは将来的方向性について教育委員会議で協議をいたしまして、教育委員会の考え方を示し、保護者や地域の意見を聞き統合を行ってきた経過がございます。

ご質問の小学校の統合についてでございますが、保育所が認定こども園に統合され、



児童が卒園後それぞれの小学校に戻ったときの対応といたしましては、町内の小学校が今以上に連携し、交流事業や社会教育事業を通して、こども園で培われた人間関係や友達関係などが途絶えないよう配慮する必要があると考えているところであります。しかしながら、まちづくり懇談会において、現保育所をこども園に統合するのであれば、本岐、活汲小学校とも統合したらよいのではとの意見が出されましたことも事実でありますので、先ほど統廃合の対応等のご説明をいたしましたように、学校の統廃合にはいろいろな課題や問題がありますが、認定こども園の建設にあわせ、今一度子どもたちのための教育環境を第一に考え、今後の教育委員会会議において協議してまいりたいと考えていますことを申し上げましてご答弁とさせていただきます。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） [登壇] それでは、山内議員さんからご質問にありました関係につきましてお答え申し上げたいというふうに思います。

まず、大きな1つ目の認定こども園の関係でございます。その中の最初にまちづくり懇談会に対する感想をお聞きされましたので、これは、まちづくり懇談会は私としましては住民の意見を聞く一つの方法というふうにとらえております。この懇談会だけではなくて、その方法として今回始めますパブリックコメントだとか、あるいはホームページの意見欄がございますけれども、そういったところにもさまざまな意見が寄せられてまいります。それから、今年初めて行いました住民満足度調査、こういったものも実施しているところでございますけれども、こういった情報発信のあるいは受けると、情報を発したり受けたりというような蛇口というのはたくさんあったほうがいだろうというふうに考えておまして、その中の一つであるというふうにご理解いただきたいというふうに思います。懇談会は大体始めたときには三百数十名おまして、大体あとは200人台ということでこの間来ておりますけれども、参加者が多いとか少ないとか、あるいは意見が多いとか少ないということではなくて、やはり続けていくということが重要ではないかというふうに考えているところでございます。

それから、こども園のまちづくり懇談会で説明をしてまいりましたけれども、その説明に対する町民の反応と町長の判断はということでございます。私も職員を長く経験しておりましたけれども、予算計上前に町の考え方を説明して歩いたというのは初

めてではないのかなというふうに考えているところです。土地の問題につきまして、これも随分議論、この間も全員協議会等も含めて出ておりましたけれども、丸玉産業新町工場跡の用地を最有力候補地というふうに選定した経過について、今一度お話しさせていただきたいと思います。このこども園の用地につきましては、総合計画では現在の津別保育所あたりを子育て支援エリアというふうにしていたところでございます。その後、他町村のこども園等々を見に行きまして、これでは面積が全く少ないということがわかりました。その次に、そういった状況を受けて市街地の町有地、既に町が持っている土地から順次候補地がないかというふうに検討していきましてけれども、適地がなかなかないということ。唯一考えられるのがケアハウス周辺の用地でございますけれども、ここには特養等の建設用地というふうに確保しておきたいというふうに考えております。これは後ほどまた篠原議員さんから福祉行政の質問もございませうけれども、現在第5次の介護保険の計画を案としてつくったところでありませうけれども、その後の第6次、第7次、この辺に特養の増床なり建設の問題が、それら特養だけではなくて出てくるというふうに判断しておりますので、この地は除外しようというふうに考えたところです。であればあと残っている所でいけば、丸玉産業の新町工場の跡地、ここをこれは相手のあることでありますけれども、丸玉産業さんに打診したところ、そういった子どもの施設ということであれば譲渡をしてもよいというようなお話がありました。加えて中心市街地の活性化というものを頭に入れていきますと、この後10年ぐらいの中で相当大通というラインの店舗が縮小をさらにしていくということも考えられますので、その辺の中心市街地の活性化ということも頭に入れての最有力候補地というふうに判断したところでございます。そういったことも含めて住民説明を行ったところですが、懇談会の中での主な意見として幾つか上げさせていただきたいと思います。

一つは地盤が悪いというふうに聞くけれども、経費がかかるならケアハウスの横でもいいのではないかと。あるいは1万5,000平米、1町5反という面積は広すぎないかと。それから工場跡地の購入費が多額にかかるというふうに聞いているけれども、財政面も考えるべきではないかと。それから活汲や津別の学校の空き教室を利用するという方法はないのか。それから福祉ゾーンにこども園をつくるというのはマッチす

ると、特養の建設用地は後で考えてもいいのではないかという意見。それから、どうせ建設するのなら津別に引っ越して来たくくなるような施設づくりをすべきではないのか。それから町の活性化ということも意識したつくり方をすべきではないかと。それから子育て中の人や、若い人たちが賛成するならそれでいいのではないかということ。それから財政のことは、役場のプロがしっかり考えればいいことだと。それから足の確保をしっかりしてほしい。それから保育所が統合される地域の小学校の統合も検討すべきではないかと。これは先ほど教育長から答弁したとおりでございます。それから議員としっかり話し合っ決めてほしいという意見。こういったことが特徴的に出ていたわけですが、そうしたことを含めて総体的にまずこのこども園をつくるということについては、概ね賛成というふうに判断いたしました。それと建設地につきましては、丸玉産業の工場跡地、ここを最有力候補地ということにしたことに対して反対意見ももちろんありましたけれども、先ほどの財政面だとかケアハウスの所等々、そこにやはりまだ考えを持っている方もおられますけれども、説明を聞く中で了解をしていただいた方も数多くございまして、ここを適地とすべきではないのかなというふうに判断したところでございます。

それから、4つ目になりますけれども、3つ目は先ほど教育長が答弁したとおりです。4つ目は青葉幼稚園との協議の進捗状況ですけれども、これは、この青葉幼稚園との協議につきましては5月からこの12月まで9回実施しております。課長段階で3回、それから副町長段階で3回、そして私と住職とで3回ということで9回実施しているところでございます。いろんな住職のご意見等もありまして、協議内容については既に全員協議会それからついこの間の各種2つの委員会、そのご挨拶の中でもお話をさせていただいたとおりでございまして、今その内容について返答を待っているという状況ですので、これがあり次第また協議会を開催していただきながら協議を進めていきたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

それから、大きな2つ目の町営バスの民営化計画でございまして。路線ごとの方向と現時点の状況でございまして、開成線につきましては、平成24年の10月から北海道北見バスを事業者として運行する方向で今北見バスと協議を進めているところでございます。

わせまして北見市とも、北見バスと協議をしているということで、運行する方向で協議をさせていただいている最中でございます、これが少し協議がまとまってきましたら、皆さんにまたご説明をさせていただきたいというふうに考えているところです。

それから、相生線及び上里線につきましては、混乗スクールバス方式とした上で、民間委託として委託期間開始の時期を平成 24 年 4 月、来年の 4 月を目標としていました。しかし、相生線と開成線は同一の車両、同じ車両で運行しておりますので、開成線と同時の平成 24 年 10 月を目安とすることに変更したいというふうに考えているところです。それから民間委託は、現在の運転業務の配置がえなども含めまして検討しました結果、相生線は今後のダイヤにもよりますが当面職員による運行を考えたいというふうに思っております。それから上里線につきましては、既に運行業務を津別ハイヤーに委託中でございますけれども、引き続き 24 年 10 月から混乗スクールバスによる運行を予定したいというふうに考えているところでございます。

それから地域の説明会の中で、どのような意見あるいは要望等があったかということでございますけれども、開催状況につきましては、今月の 12 日、共和の会場では共和、恩根地区の方たち、集まった方が 3 名。それから 13 日には上里会場で上里、美都、豊永の方たちが集まられたのが 6 名。それから 14 日には本岐の会場で本岐、二又、大昭、双葉、木樋、沼沢、ここを対象としまして本岐会場では 10 名の方が参加されたと。それから最終日の 15 日は相生を会場にしまして相生、布川で 23 名の方がお集まりになって説明会を開催したところでございます。この中でいろいろ要望事項等も出てまいりました。そうした課題が浮き彫りになってきましたのは、一つは相生線のダイヤの調整です。要はスクールバスが動く学校へ行く時間以外の昼の時間帯の運行についても検討してほしいというのが一つです。それから相生線、上里線の混乗スクールバスになりますけれども、予約制による運行方法になりますので、これが非常にちょっと面倒だと、予約すること自体が、そういうご意見も出ておりまして、こういったことも課題として出ておりました。それから、上里線の一般乗客の年齢制限が 65 歳以上というのがありますが、これを撤廃してもらえないかというようなことも出ております。それから、上里、恩根、二又の通年運行、それと現在スクールバスは土曜日運休ですけれども、土曜日の運行も検討してもらえないかということです。それか

ら、スクールバスを小学校、中学校に乗り入れできないか。あわせてこども園ができた場合、こども園にも乗り入れができないかというようなことが要望事項の中で出ておりましたので、これはこれから検討していくことになるというふうに思います。

それから最後にバス職員の現在の処遇の関係ですけれども、これは今年の10月に来年3月で定年退職を迎えます方を除きまして6人全員の意向調査を実施しております。この6人の方全員は、第1希望としてはやはりバスの運転業務を続けたいというのが希望ですけれども、第2希望として幾つか出されておまして、一つは総務課内で担当するバス、機動の車両を除きまして公用車全般の維持管理業務、これを希望する方がいます。それから建設課で福祉バスを含めて町営バスの運行管理計画も含めた業務、何かあったときの代替の運転手もというふうにもなるということも含めて、ここで仕事をしたいという方もおります。それから、建設課で機動車両のほうに移って運転業務をやりたいという方、それから教育委員会のほうでの学校公務補、こちらのほうで働きたいというような方、それぞれ出て意向調査をまず聞いたところでございます。来年の10月にスタートを予定しておりますので、この混乗スクールバスの新しいダイヤをどういう形に、先ほどの説明会の中でも出た意見等々踏まえて、新しいダイヤがつくられていきますけれども、それによりまして必要な乗務員数というのが決まってしまうので、そこでそれを決定して、それ以外の職員につきましては先ほどの第2希望を考慮いたしまして配置がえ、あるいは職種がえを実施する予定でいるところです。ただ、来年の10月スタートということですので、その前に機動職員も1名退職をするということがありますので、異動の時期については来年の4月と10月と二つというふうなことになるかと思えます。その間は臨時職員でつなぐということも含めて検討してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 8番、山内彬君。

○8番（山内 彬君） それぞれお答えをいただいたところであります。まず最初に、まちづくり懇談会について再度お伺いしたいと思えます。この町民に対する説明ではたくさんあったほうがいいのではないかと、そういうお答えもいただいております。たくさん開いてやるのはいいのですけれども、これだけ人数がそれぞれの会場で少ない中での開催と、それについて、やってアライバイづくりを考えてやったのか、この開催

にあたって職員一同が努力のあれが見えないと、町長はどういうふうに考えているか知りませんが、やはりたくさんの方が参加できるような何か方策を含めて考えていなかったのかお伺いをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） まちづくり懇談会、たくさん来られるにももちろんこしたことはないと思いますけれども、これに対する雑感みたいなもの、実は新年号広報1月号の町長日記のほうにも既に原稿締め切りになっていますので書きましたので、そんなところもお読みになっていただければというふうに思いますけれども、これは議員がおっしゃられるように決してアリバイづくりとか、そういったつもりでやっているわけでは全然、毛頭思ってもいませんので、その辺は誤解のないようにというふうに思います。そして人数にそんなにこだわらなくても同じ人が必ず来るとは限らないのです、この5回やってみて。初めて来られる方もいますし、毎度毎度来られる方もいますし、久しぶりに来る方だとか、人はそれぞれ対流していますので、そういった中でその方が町の考え方だとか、あるいは意見交換をやる場所ですので、そこで人と人とのそこに住んでいる人たちのやりとりを聞きながら、なるほどそういうことだったのかということをもた町民同士の意見交換の中で理解するということがありますので、そういう場所はやはり持ち続けるべきだろうというふうに考えておりますので、そういった意味で、そして実施している時期が10月から12月というのは、もう一つ理由がありまして、それはちょうど予算編成の時期に入ってくるというのもありまして、可能なものはなるべく新年度予算に組み入れたいなというのも意識の中でありまして、その辺の設定をしながらやっておりますので、これはご理解をしていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 8番、山内彬君。

○8番（山内 彬君） それでは、今年やられた住民満足度調査、これについてはどれぐらいの回答があったのかお伺いをしたいと思います。

あわせて、このホームページの意見欄というのはどの程度あるのかわかりませんが、この中身についてどういう問いかけをしているのかわかりませんが、そ

の点についてちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 企画財政課参事。

○企画財政課参事（石橋吉伸君） ホームページ上におきまして、ご意見のメールアドレスが載っております、ここに問い合わせのメール等が参ります。大体、月に平均をいたしまして5件から10件でしょうか、それぐらいの町に対する問い合わせメールというものがきてございまして、それぞれご回答申し上げているというところがございます。

○議長（鹿中順一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（斉藤善己君） 住民満足度調査の関係でございすけれども、これにつきましては、この前、両委員会の中で冒頭でご報告させていただきましたけれども、1,589名程度の発送で回答率ちょっと今、それに返送された方大体36.1%、そういう状況になっております。五百数十名の方だと思います。現在ちょっと資料を持ち合わせておりませんので、そんなようなことで今分析中でありまして、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 数字的には今担当の課長がそれぞれお話ししたとおりです。ホームページのほうは問いかけているのではなくて、何かあったときに私はこう思う、あるいはお礼のメールも来ますしさまざまありますので、それは自由に町に対して意見を言っていただく欄としてホームページの一番最初のところにアクセスできるようになっておりますので、そういうふうにして活用される方もいるということでご理解いただければというふうに思います。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） 8番、山内彬君。

○8番（山内 彬君） 町長は意見が少ない、そういうことよりも続けることが大事だというふうにおっしゃられておりますけれども、やはりせっかくやるのでしたら多くの方が参加できるように努力をしていただきたいなと思います。

次に、このまちづくり懇談会で認定こども園の整備計画についてそれぞれ説明をして、お答えではいろんな意見が出されてきたというふうに出ております。特に認定こ

ども園については、多くの町民が望む事業の一つだというふうに思いますけれども、建設地について最有力候補地というふうに町長は説明会含めて我々議会に対してもそういうお答えをしているところですが、今回の懇談会でこの建設地について最終的に判断についてどう考えているのかお伺いしたいのと、この建設予定地、先ほどの説明では子どもの教育環境にふさわしいという項目が一つもないと。ただ、まちづくりとか中心市街地云々だとか、そういう項目は説明があるのですけれども、やはり我々としては、あその場所が子どもたちがあそこで教育、生活含むそういう重要な場所で、適正なのかどうかということをやはり少し町長として考えた中で入れるべきではないのかなと、そういうふうに思いますので、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） まちづくり懇談会の中で出ていたのは、子どものことをやっぱり中心にもの考えられてのお話だというふうに思いますけれども、どこの場所にするということで順次話を進めていきまして、町有地でいけば唯一先ほど答弁もいたしましたけれども、ケアハウス近辺にそれなりの土地がございます。そういった所に子どもの施設ができるとお年寄りも安心するというか、非常にいいのではないかなというふうなことも、これは考え方としては非常にいい考え方だというふうに思います。ただ、その先に想定されることが、その土地に対してあるものですから、そこに子ども園を建ててしまうと後で非常に困った状況になったときに、また皆さんで苦勞するという状況になりますので、そこはちょっといかないなと。であれば、あとどこがあるということでいろいろ図面を広げて地図に色を塗って、町有地を一目でわかるようにしていろいろ探したわけですが、これは簡単です。なかなか面積がとれないというのがはっきりしておりますので、そういった中で丸玉産業さんに協力を求めたところ応えてくれたということですので、あとそこで不安になる部分というのは、しっかり交通の問題等々も含めてきちっと対応していくというふうなことになっていけばいいのではないかなというふうに思います。これから次世代の方たちの委員会を中心に議論されておまして、既に3回ほど他町村の視察も含めて会議が開催されております。さらに統合されようとする活潑、本岐、そして津別というところのそこに現に通



っている保護者の方、それから次の世代として入って来られる方、これもそれぞれ会議を合わせて6回開催して、その中で意見もお母さんたちから聞いているところですので、それが決まれば、どんどんまたこうすべきだ、ああすべきだというのはさらに意見が深まってくるだろうというふうに思いますので、そういった意見を加えながら建設に向かっていきたいなというふうに思っているところです。

今の建設地については、やはりどう見てもあそこが適地ではないのかなというふうに考えているところですので、ご了解していただければというふうに思います。なおあわせて総合計画の中でも、こども園と子育て支援センターの整備という項目が大きいです。これは皆さんの中で議論をされたものですが、そこで主な事業として幼保一元化の取り組みとこども園の創設と、そして子育て支援センターの設置と、これが大きなメインになっています。そしてさらに通園交通の確保をすべきと、それから子ども及び子育てに関する各種のサービスの充実、そして児童公園及び河岸公園等の整備、それから津別町次世代育成支援対策推進行動計画に基づく事業の推進と充実を図ることということで、総合計画の中でも書いておりますので、それに沿って今後とも進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 8番、山内彬君。

○8番（山内 彬君） 私が言っているのは、最有力候補地をありきということで感じるころ進めてきたのではなかったのかなと、そういうふうに思います。やはり十分進めるにあたっては何回も申し上げておりますけども、それぞれ比較検討しながら慎重に進めていただきたかったかなと、そういうふうに感じるころです。まだ最有力候補地ということで決定はしておりませんので、このあとわかりませんが、この問題については、これから質問します青葉幼稚園の協議の内容との絡みがございますので十分に検討してほしいなと、そういうふうに思います。

次に、青葉幼稚園のことについてお答えいただいたところですけども、どれぐらいの園のほうから条件というのですか、どれぐらい何件あったのかあたり含めてお答えできる範囲でひとつお答えしていただきたいと。それから、返事を待っていると、そういうことですけども、いつまでこれを解決しなければならないのか、そのあたりについてお伺いをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 建設用地のほうは私のほうとしては今の丸玉産業新町工場の跡地が最有力候補地だということで判断しておりますということで、それは変わりはありません。ただ、それで決まったということではありませんので、この後また機会を見ながら協議会でいろいろ議論がされるというふうに思っておりますので、その中でまた意見交換をしていきたいというふうに考えております。

それから、青葉幼稚園のほうのお話の中で要望等もあります。これは既に議員皆さんにもどういう要望があったのかというのをお話しして、ご承知かというふうに思いますので、そのところは返答をできれば今月12月にはいただければというお話を、まだきておりませんが、そういう内容で出ましたらまた協議をさせていただきたいというふうに思いますので、お願いをしたいというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 8番、山内彬君。

○8番（山内 彬君） 今の問題ですけれども、認定こども園整備計画工程表からすると非常に遅れているのですけれども、この幼稚園との協議がいつまで終わせることが計画どおりいくかどうかというのは、非常に重要な点だというふうに思います。それについて何もお考えを持っていないのか、いつまで解決したいのか、それについて町長に再度お伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 以前もお話ししたかと思いますが、目標として何かことを進める上では、目標年度というのはきちんと示すべきだろうというふうに思っています、そういう意味で私の任期が平成26年12月ですので、その中で以前からありました幼保一元という、ほかにも項目はたくさんありますけれども、幼保一元の問題はその中でできれば解決していきたいなということで進めているところです。それでいけば26年の4月オープンがいいのかなということで目標設定をしました。ただ、話を進めていく上で、さまざまいろんな交渉事項だとかいろんなことが出始めていますので、それは無理くり乗り越えて後で禍根を残すようなことになっては問題がありますので、やはりそれは丁寧に一つ一つ越えていって理解をしていただいて、結果として26年4月が延びることもあるかもしれませんが、それはそれで急ぐのでは

なくて、しっかりまちづくりが進んでいくということを優先して進めていきたいというふうに思いますので、目標は目標として持っているというご理解をしていただければというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 8番、山内彬君。

○8番（山内 彬君） これあたり青木さんの青葉幼稚園については鋭意協議して進めていただきたいと、そういうふうに思います。

次に、この関連で活汲、本岐の保育所が統廃合されると、そうした中で質問した中で、非常にこの子どもたちがまた卒園したら地域の小学校に戻るということを懸念している中で教育長からそれぞれお答えをいただいたところです。平成26年4月、この認定こども園が開設されるという、そこに本岐、活汲の子どもたちが入園されて卒園すれば27年、28年と、それあたりになるのですが、これあたりにあわせて活汲、本岐の学校統合について、それぞれ地域含めて十分ひざを交えて協議してやるべきじゃないかと。かつ、活汲の学校、特に中学校は非常に老朽化しております。これについて非常に憂慮しておりますけども、この絡みもございまして、活汲小学校の耐震のことも当然出ております。これあたり後戻りのないように、やはり今からきちっとした中で工程表を組んだ中で、この統廃合について進めるべきでないかなと、そういうふうに思います。教育長はプロだから教育環境がいかにか人間形成に大事かということはお考えだと思いますけども、先ほどのお答えではあまり大枠のお話しか聞けませんでしたので、教育長として本当に核心に触れた、できれば答弁をいただきたいかなと、そういうふうに思っておりますので、その点についてお考えをお聞きしたいなと思います。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（阿部博道君） 小学校の統合ということでございますけども、今回のまちづくり懇談会、本岐、活汲地域、岩富も含めてそうなのですけども、11月の末と12月の6日のその懇談会の席上で出てきた話だということでございます。したがって、そこまで私としては検討はしてございませんでした。地域については小学校については現段階では統合しませんという形で本年進んできていたところでございます。そういうことから、小学校の場合は小規模であるがゆえにいいところと悪いところがはっ

きりしているということがございます。例えばメリットで言えば、地域一体となった特色のある経営を實踐できる、それと成長過程に合った教育レベルに応じた授業ができる。学力向上につながるということがございます。それとやはり、地域のいろいろな活動に参加がしやすくなるということがございます。それとデメリットでございすけども、集団活動にちょっと影響が出るのではないかとということがございます。それからお互いに子どもが少ないものですから、お互いに競争心がなく切磋琢磨ができないということがございます。運動会、学芸会に支障が生じる。本当に小規模校であるがゆえにいいところと悪いところがはっきりしているということがございます。これらについては、やはり今までの津別町の傾向といたしましては、やはり地域の意見を重視してやってきたということでございます。これちょっと何年前かちょっと定かではございませんが、恩根小学校それから上里小学校、これらについても町のほうから強制的に統合してくださいという話にはしていません。ただ、そろそろどうでしょうかねというお話はさせていただきながら、保護者に説明をしながらきた経過はございますけども、そういう経過がありますので、山内議員がおっしゃられましたように、保育所が津別、また戻って活汲と、あるいは本岐ということになりますけれども、やはりその地域の独自性をその中で反映していただければと、それで先ほども申し上げましたように、やはり今学校間同士でいろんな事業をやっています。それと放課後児童クラブでの行事も交流しながらやっているということでございますので、それほど保育所に行ってまた戻るというところには、全く支障はないとは言いませんけれども、そこら辺、なるべくそういう交流事業等を含めながら進めていきたいなど。そしてちょっと傾向なのですが、本岐はこれから子どもが増えてくるということがありまして、平成 25 年から教頭、事務職等の配置がされるということでございます。ただ、逆に活汲が少しずつ減っていくということがございますので、これからの子どもらの推計を見ながら当然検討をしていかなきゃならないだろうというふうに思っております。ここら辺については今回の意見も踏まえまして先ほど申し上げましたように、教育委員会議の中で状況を説明して協議をしていきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（鹿中順一君） 8 番、山内彬君。

○8番（山内 彬君） 教育長、現場を掌握しておりますけども、現在小学校5、6年生はゼロとそういうことになっております。活汲についても5年生は数が多いのですけども6年生1人、4年生1人と。そして大変なのは来年の24年度の小学校の入学数が18人という、全町で合わせてそういうふう聞いております。女子児童が5人ぐらいというふう聞いておりますけども、そのあとまた若干増えるのですが、この認定こども園もそうですが、この辺あたりの数字をやはりきちっと見ながら、できれば統廃合の検討を前向きに進めるべきでないかと、そういうふうに思います。

お答えは時間がないのでよろしいかと思います。

次に、町営バスの民営化について何点かちょっとお尋ねをしたいとします。この計画に沿って今検討されているというふうに今お答えをいただいて、それぞれ地域の説明会もやられたところでもあります。心配するところは、この相生線、特に津別と相生の間含めてスクールバスの混乗型になって予約という形になると、それあたりの心配と、スクールバスですから朝早く出て夕方帰るというスタイルですけども、この生活路線の、この今の高齢者含めた中でバスを利用する方というのは、やはり病院の通院だとか、それら含めてあろうと思いますけども、これが北見バスとの接続を含めて十分検討されるのかどうか分かりませんが、やはりこのあたりの中身について十分検討していただきたいなど、そういうふうに思います。

それから、スクールバスは土日全面運休するのかどうか、それあたりもあろうと思うのですが、その場合にスクールバスを走らせて一般の人を乗せるのかどうか、土日は全く休みにするのかどうか含めてお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 北見バスに受けてもらえるようになれば、当然接続の問題だとかというのはしっかりお話し合いさせていただくことになりまして、またこっちから通う子、向こうから来る子、そういう定期の問題もありますので、そういうものの金額の問題だとか、打ち合わせで協議することはたくさんあるということで、それらを今詰めている最中ですので、そう遠くない時期に皆さんにまた協議内容についてお話しする機会が持てるというふうに思っていますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

それから、いろいろ懇談会というか説明会の中でも4か所開催してきましたけれども、私が直接行っているわけではありませんけれども、行った課長等からも逐次話を聞いています。その中で先ほど答弁させていただきましたように、さまざま課題が出ていますので、これはやはり慎重にいろいろ検討していかなくちゃならないなというふうに思っているところです。例えば、今山内議員さんがおっしゃいましたように年齢制限の問題もあって誰でも乗れるというふうにするのかどうか、そうした場合、今65歳というのがありますけれども、そのままいけば、それを撤廃すると、今度共和、豊永団地、こういう方たちが、いわゆるただで乗れるということになります。そうすると地元のハイヤー会社の民業圧迫ということにならないかどうかというようなことも含めて、ここだけが解決すればいいという問題じゃなくて、そういう地域の公共交通機関を担っているところ、そことやっぱり十分協議、打ち合わせをやっていく必要があるのだろうというふうに思います。それから相生線が特にこれまでも議論に出ていたのが、あの大きなバスで空気を運んでいるのかという言われ方は、よくこの間さされてきたわけですがけれども、しかし当面はその車を使うとして、耐用年数が来れば順次小型化していくことになっていくかというふうに思いますけれども、しかし空気を運ぶのにそれが少しでもそうでなくなるように予約制というのを入れながら運行していくという形態が望ましいのではないのかなと考えていますけれども、やはり歳をとってくると予約そのものが面倒だというふうなお話も出ていて、その会場の中では電話ぐらいかかけられないのか、というようなお話も町民同士であったりというようなことがあったというふうに聞いておりますけれども、そんなさまざま出た部分を俎上に上げながらダイヤ編成、それから委託先というようなもの、そして配置する職員というものも決めていきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

土日も含めて検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 8番、山内彬君。

○8番（山内 彬君） わかりました。職員の処遇についてお答えいただいたところです。まだ時間もございますが、できればそれぞれ希望もあろうと思いますけれども、このそれぞれの業務にこれからつくわけですが、できれば事務をできるように職員研修をできればある程度やっていただきたいなど、そういうふうに思います。

お答えは時間がありませんので、これで終わりたいというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 暫時休憩します。

休憩 午前 11 時 23 分

再開 午前 11 時 37 分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

一般質問を続けます。

3 番、茂呂竹裕子さん。

○3 番（茂呂竹裕子さん）〔登壇〕 ただいま議長のお許しを得ましたので、通告に沿って質問させていただきます。

認定こども園についてですが、先ほどの山内議員の質問とかぶる部分がありますけれども、私は私なりに質問させていただきます。認定こども園については、今年の8月26日に議員全員協議会で初めて説明があり工程表などが示されました。これまでの間に町長は丸玉産業工場跡地1万5,000平方メートルを購入したいとの意向が伝えられております。町民の中から湿地で地盤が軟弱だとか、においがあったり国道カーブからの出入りは危険なので撤回してほしいとか、そういうような声がこの間何人かから寄せられました。それらについては、この間議会でもお伝えしてまいりましたけれども、町長は今年度の町政懇談会のテーマを認定こども園として全自治会に説明されました。このほど懇談会が終了し、町民から寄せられたご意見をまとめられております。そこでお尋ねしたいのですが、認定こども園建設予定地取得問題について、まちづくり懇談会等で出された工場跡地、先ほど言いました湿地、地盤が軟弱、経費がかかる、ケアハウスの横に建設してはどうかなどの、そういう意見について町長はどう受け止められたのかお聞きしたいと思います。

2番目に整備費を含めると割高となる土地をあえて購入しようとする真意は何かについて伺います。用地の取得費1,500万円、建物解体費が2,300万円、新たにつくる町道の舗装工事に3,660万円、用地造成費に2,580万円、側溝整備工事340万円と総計1億380万円も予算がかかるというふうに計算されておりますけれども、このこと

は町長が提唱している歩いて暮らせるまちづくり構想とか、まちなかに賑わいをつくるというような、そういう希望があるということは理解できないでもありません。しかし、軟弱で建設費も余分にかかり、凍上などで建物の劣化も早まるような土地になぜこだわるのか、手持ちの町有地を使えば1億円の出費が抑えられるのではないか、最少の経費で最大の効果を出すよう努力するのが建前ではないかというふうに考えます。懇談会では、この土地を買わざるを得ないのかというような質問も上がっていましたけれども、答弁で買わなければならないということはないということでお答えになっておりましたが本当にそういう状況なのかどうなのか、そのあたりをお聞きしたいと思います。

3番目に、認定こども園のシステムについて情報が伝わってこないという現役世代の親からの声が聞こえてきます。これは、こども園をつくることは決まっているけれども、システムはこれからというところで、何かを発信する段階ではないからだというふうに思いますけれども、どんな認定こども園を目指すのか、具体的な図面を引く前に利用者や保育士や専門家を加えた検討会議を立ち上げて、子どもにとってどういう施設が必要なのか、安全なのか、さまざまな角度から時間をかけて練り上げていくという方法をとられてはどうかというふうな提案です。

4番目に、安心して預けられる保育は国と自治体の責任が明確な現行保育制度の根幹があつてこそ可能です。認定こども園であっても自治体責任を明確にすることと、保育料の負担が増えることから、軽減策も検討していくべきではないかというふうに考えています。この点についてどのようにお考えかお答えをよろしくお願いします。

○議長(鹿中順一君) 茂呂竹裕子さんの質問に対して理事者の答弁を求めます。

町長。

○町長(佐藤多一君) [登壇] それでは、茂呂竹議員さんからのこども園の関係につきまして、お答えしたいというふうに思います。

まず、4点ほどありますけれども、1つ目の土地取得問題に係る懇談会での町民の意見の私の受け止め方ということでございますけれども、多くは、山内議員さんのときにお話ししたとおりでございます。確かに心配する意見等々もございました。それは確かでございますけれども、でも全体を通して18か所回らせていただいて、今の最



有力候補地にする所について、大きな反対というのではないなというふうな印象を受けたところです。先ほど言いましたように、何かそこに問題があるというような、かつて工場跡地でしたので、そういったことについては、しっかり行政側で調査もして対応して、そういう影響のないようにしてもらえればいいのではないかというようなことも出ておりましたし、そういう懸念されることはあそこに建設するという事に決まれば、さまざま対応してまいりたいなというふうに思っています。地盤が悪いというのも確かです、国道向かえの旭町のまちなか団地、あそこも実は非常に地盤の悪い所です、それはそれなりの工法を加えながら今まちなか団地がつくられていっておりますので、そういったことを技術もどんどん進んでおりますので、対応しながら仮に新町工場跡地につくるということになれば、当然まずどこからどこまで購入するのかと、この1万5,000というのは大ざっぱに言っている話でありますし、調査と申しますか測量したわけでもありませんので、そういったことだとか、そこにある特性だとか、それから水もそれなりに流れてくるということも聞いております。逆にその水というものを使って公園的に水遊びができるようなことも考えることも逆の発想としてあるのではないのかなというふうにも思っていますし、そういうさまざま考えていくと十分な敷地をとるというところではいけば、そんなにあるものでもありませんので、市街地外に持っていくわけにはいきませんので、そんなことであそこが適地だというふうに考えているということでご理解をいただければというふうに思いますし、なお、それに決めるに至っては、まだ議論をさせていただきたいというふうに考えているところです。

それから、2つ目の整備費用を含めると大変割高になる土地になるのではないかと、それでも買い求めようとするのかということだというふうに思いますけれども、ご質問の中でもありましたけれども、取得面積を一応1町5反、1万5,000平米というふうに仮定をいたしますと、土地の取得費が平米1,000円ということで1,500万円になります。これは、当初、建物付きで平米1,000円で町が購入するというのであればお分けしてもいいですということでしたけれども、それを今度上屋を壊していくということになれば、大変お金がかかる状況になりますので、それは丸玉産業として町に売らなければ、あそこは樹木園にしていく構想ですので壊していったということ

で、その壊し賃を実費ということで負担願えればということで出された費用が 2,300 万円ということです。それから、安全確保のための道路を造成するというで 3,600 万円ほど、そして川がありますので、そこの埋め立てをするということで 340 万ほど、そして駐車場、広場の造成工事、これに 2,600 万円ぐらいかかるということで、合わせますとトータルで 1 億 300 万ぐらいかかるような格好になります。もちろん、これは工事を駐車場等々は起債の対象だとかさまざま入ってきますので、これ全額町の持ち出しで一般財源でやるということではありませんけれども、事業費としては仮に 1 万 5,000 平米を取得した場合、これぐらいかかるでしょうというふうに概算で計算したところです。ただ、これまでも、いろんな建物あるいは土地の取得をやっておりまして、例えば平成 12 年のケアハウスを建設した当時も、道路整備だけで 6,200 万円ほどかかっています。そういったことで、もちろんこのほかにまた土地の取得等もありましたので、さまざま何かをしようとするときは、やはりそれなりの金額、取得代、整備代がかかってくるというのはあるということでもあります。

それから、公共施設を町が建てていくという場合については、その目的を持って建てるわけですが、その目的だけじゃなくて、複合的にいろんなことを考えていかなくちゃならないということがやはりこれら少子化、高齢化していく人口減少社会の中では、当然頭に入れて進めていかなくちゃならないなというふうに考えています。そういった意味では今、大正 8 年に津別町が美幌町から分村して多分今町並み再編というのは、3 回目、3 巡目のところに来ているのではないのかなという印象を受けています。この間も、昭和 60 年に国鉄相生線が廃止になりまして、その駅舎周辺と工場跡地、そういった所を宅地に分譲しています。それから、国道沿いには、御承知のように竹内木材がありまして、そこの跡地に今郵便局だとか、あるいは商業店舗群が出来上がっています。それから、営林署跡地も、今公営住宅を順次建てていっているというようなことで、今総合計画の中でも国道 240 号線の大通の部分、そこは総合計画上では重点活性化ゾーンというふうに位置づけておりますので、そうした中でこども園を今丸玉さんから譲り受けるような条件が過去とは違って出てきましたので、そういったことも活用させていただきながら、このラインの活性化を図っていくということも複合的なやり方ではないのかなというふうに考えているところです。

それから、国道沿いにこども園が建設されることによって、まちなかに子どもの声が響き渡ってくるということも一つにはあるのではないかなというふうに考えて、あの土地が今私が考える段階では最適地ではないのかなというふうに思っているところです。

それから、3番目の検討会議を立ち上げて、目指すべきこども園を多面的に練り上げてはということでございます。これは既に社会福祉協議会の理事会、それからそこに働いている保育士さん、ここの協議をそれぞれ実施したところです。それから3つの保育所がありますけれども、それぞれに保護者との懇談会をやっておりますし、それから次に入る次世代の対象者の保護者、その方についても市街地、活汲、本岐とそれぞれ地区ごとに懇談会を開催しているところです。さらに町民組織であります次世代育成対策協議会、ここでも視察を含めまして既に3回の会議を開催しています。この次世代育成対策協議会のメンバーにつきましては、ちびっ子クラブ、幼稚園父母の会、保育所父母の会、子ども会育成会、それから社会福祉協議会、民生委員協議会、校長会、学校教育保健サークル、それから連合PTA、こういったところがこの協議会に入っておりますので、それらの方たちと視察も含めて3回既に会議を開催しているという状況になっております。今後、青葉幼稚園との協議が整いましたら、保育士さん、それと幼稚園教諭、それから子育て支援センターも併設いたしますので保健師、こういったいわゆる専門職による幼児保育それから教育目標、こういったものの策定をいたしまして、それをたたき台として町民組織、先ほどの次世代育成だとか、それから保護者の方々、そういったところとさらに協議を進めて、こども園の建設に向かっていくということを考えているところでございます。

それから、最後の町の責任の明確化と保育料の負担軽減ということでございますけれども、町の責任の明確化ということですが、こども園に入園するには、市町村から認定証をもらって園に申し込むということになります。この直接契約方式ということになりますので、これが保育の公的責任ですか、それを後退させるのではないかとということで懸念されているところでございますけれども、しかし、実態としてこれは待機児童を多く抱えているところの心配ごとでございます。そういったことは津別町にはないというふうに考えておりますし、また、今の政府案でも正当な理由

がない限り入園を拒めないというふうにしてございますので、そういったところをしっかりと見ながら、町の責任も持ちながら進めていきたいというふうに考えております。

それと、保育料の負担軽減につきましては、今の保育所が認可外のへき地保育所です。これは、こども園にすることによりまして認可保育所になります。そこでは、給食も提供するという形になります。認可保育所になりますと、国からの運営補助が交付されてきます。ただ、保育料の徴収基準が示されまして、これぐらい徴収すべきですよという額が当然認可保育所になると出されてきます。そのとおりとるか、あるいはそんなにとらないとすれば、その差額は補助金から減らしますというふうなことになるかまいます。そんなこともありますので、どの程度にしていくかというのは、これから新しい法人でやるようになるかもしれませんので、そうなれば、その新しい法人の運営母体、そこもしっかり協議をしないとなりませんし、それから議会のこれは皆さんとも十分協議をして決めていくということになるかと思っておりますけれども、現段階では今保育料、こうするああするということではなくて、今まずは幼稚園と保育所が一緒になれるかどうかというところの協議を今進めているところでありまして、その先の問題としてあるという認識は持っているということでお答えをさせていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長(鹿中順一君) 3番、茂呂竹裕子さん。

○3番(茂呂竹裕子さん) 今それぞれご答弁いただいたのですが、懇談会での町民の意見について、どのように受け止められたかということでは、大きな反対はなかったというふうな受け止めだったようではございますけれども、やっぱり町民の心情というのが、町長に向かって反対だと真っ直ぐ言えるのかどうかということと、それから、素人である町民が行政がいいと言ったから、いいと言うのだったらいいのじゃないかと、ちゃんとやんなさいというふうに言う、それはそうだと思います。私だってそういうふうにならざるを得ないというふうに思います。ということで、やはりもっと本当に懇談会に出て来て意見を言いたいという人が出て来ているのだろうというふうに思うのですが、そういった人たちでもやっぱり町にものを言うときは、すごく遠慮がちに言っているということをご理解いただきたい。そしてやはり行政としては、も

っと親身にというか、親身でないとは言わないのですけれども、もっと想像力を持って町民のご意見を聞いていただくわけにはいかないのだろうかというふうに、私たちには直接電話できたり、直接言われたりするときは、もっとシビアに言われます。町長をなんとか説得すれ、議会はもっと責任を持ってちゃんとやれというふうなことをたびたび言われるわけなので、私たちも議会では皆さんの意見は反映してますよというふうに言ってますけれども、なかなかそれが町民の皆さんの耳には入らないというのと、それから私たちの意見が少数だということもあるのかもしれませんが、そういうことでなかなか通じないという、そういうもどかしさを私自身も感じています。

それから、次なのですが、整備費を含めて割高となる土地というふうに私は言いましたけれども、やはり土地の買い方というのもいろいろ町民の皆さんはご異議のあるところだと思います。普通は、工場とか更地にして平米何ぼのものだということになると思うのですが、何で小屋の壊し賃まで払わなきゃいかんのだというふうな、そういうご意見もありますし、それから買い方、もし買うとすれば平米 1,000 円というのは安いのか高いのかということもあると思います。それから、それに引き合いにケアハウスの問題が出されましたけれども、道路に 6,200 万円もかかったのだと。しかし、あの土地は、今のとは比較にならないと思うのです。ケアハウスの土地は苗畑かなんかで全く畑だった所を買ったわけですから、当然道路はつけなくちゃいけないと思います。それと今の新町の工場跡地ということは一緒にはならないのではないかというふうに思いますけれども。この辺、ケアハウスの横に建てたらいいという町民の意見もありますし、私もそう思っているのです。そうすると当時 6,200 万円かかった道路が活かされてくるというふうに思いますし、もし土地が足りないのであれば、少し買い足せばいいというふうに思います。ですから、やはり相当な節約になるのではないかというふうに私は考えていますけれども、町長はそういうふうにはお考えにならないのでしょうか。

それから、町の最重点の賑わいをつくるということで、今ご説明がありましたけれども、そして複合的な考え方だというふうにおっしゃいましたけれども、やはり町民に向かっては町は金ない、金ない、金ないとずっと言い続けてさまざまな問題を我慢を町民にさせてきているという問題もありますけれども、本当に生かしたお金の使い

方ということを考えますと、またケアハウスやグループホームがあつて、そのそばにこども園があつたらやはり潤いのある老後というか暮らし方もできるだろうし、子どもたちもそういうお年寄りに思いやりを持ったり、さまざまな勉強の機会が与えられるのではないかというふうに思うわけです。この点、町長さんのお考えと私の考えのずれというのがあると思いますけれども、まだ決めたわけではないというふうに先ほどこから何回もおっしゃってますので、そこらあたりの議論はもつとしていかなくちやいけなというふうに思います。

それから、3番目の…、

(何事か言う声あり)

○3番(茂呂竹裕子さん) すみません、これでじゃあ1回お答えいただきます。

○議長(鹿中順一君) 昼食休憩とします。

休憩 午後12時01分

再開 午後12時59分

○議長(鹿中順一君) 昼食休憩を閉じ再開します。

茂呂竹裕子さんの質問に対して理事者の答弁を求めます。

町長。

○町長(佐藤多一君) 2つ再質問がございましたので、2つ一緒にお答えしたいというふうに思います。

まず、1つ目の町民の意見の関係ですけれども、なかなか町民の方は町長に言えないということですが、そういう方もいるかもしれませんけれども、それはそんなことはないということで議員のほうからもお伝え願えれば大変ありがたいというふうに思います。この間、土地の問題については、まちづくり懇談会だけじゃなくて、先に1回目の答弁でもお話ししましたけれども、今入られている方たち、それからこれから入ろうとしている方たち、都合6回話し合いが持たれておりますけれども、その中でこの土地はだめだという意見は全く出ていないのです。むしろ中身のほうがいろいろ議論になっているというふうに感じとっているところです。担当課のほうから

この間も聞いたのですけれども、非常にこども園の建設を若いお母さんたちの集まりで楽しみにしているということで、ぜひ機会をみつけて町長と話がしたいというふうにも言われているということも聞きましたので、これはまた機会を見つけながらそんなことを率直な意見をお伺いしたいなというふうに思っているところです。

それから、2つ目ですけれども、ここの選定では倉庫の取り壊し賃まで出すべきか、平米 1,000 円というのは安いのか、高いかということでいけば、この間もお話ししましたけれども、やはり安いのではないかなというふうに思います。固定資産税の評価額から見ても、ほぼ2分の1というような状況ですので、それから壊し賃含めてもやはり安いというふうに判断しております。先ほども答弁しましたように、ケアハウスでも整備をするには当時建設するには、道路だけでも 6,600 万ぐらいかかって、そのほかに施設整備、建設ではなくて外構も含めていくとまた別に 3,000 万以上のお金がまたかかっていたりというようなこともあります。ちなみに、当時昭和 62 年に達美のケアハウス一帯、いわゆる苗畑を購入したのですけれども、これ約 2,700 万円ほどで購入しています。それから、最近では、皆さん御承知の旭町の今まちなか団地を建てていますけれども、ここの営林署跡地は 4,100 万円で購入していますし、最近ではまたさんさん館の佐々木さんの所が 1,900 万円、そして関連して横の土田さんの所は約 750 万円ということで購入していますので、それらを見ても高いというふうな状況ではないというふうに思いますし、それぞれ購入した土地の経過からいけば、そこにやっぱり一つの目的を持って買ったわけですので、そして当時はなかなか手に入らなかった場所というのも当然ありまして、そういった面を考えていくと、町並み再編等々考えていくと、今こういう譲っていただける時世になってきたということも含めて考えると、ここはやはりこの新町工場の跡地というのが選んでしかるべきではないのかなというふうに私としては考えているということでございますので、よろしく申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 3番、茂呂竹裕子さん。

○3番（茂呂竹裕子さん） 今2つお答えいただきました。先ほどの山内議員の答弁、それから私に対する答弁から聞きますと、もう町長はここに決めているのかなというふうに思います。よほどのことが、これ以上のよほどのことがどこから出てくるか、

私は想像もつかないのですけれども、やはり町長はそこに決めているのだなという印象を受けました。それが町長の真意なのだろうというふうに受け止めます。

次ですが、こども園のシステムの情報が伝わってこないという若い方から、私たち有志で町議の有志で開いた町民の声を聞く会を出されていた問題です。やはり、いろんなそういう組織などに顔を出していなければ、なかなか現役世代の親でも情報が伝わってこないのだということなので、これはまた何らかの方法で伝えるべき情報ができたら伝えていただければというふうに思いますけれども、先ほど社会福祉協議会の理事会で協議をしているだとか、保育所の父母の懇談会だとか、次世代の協議会などでいろいろと会議をされているということなので、それはそれぞれが会議をしているのか、一体になって例えばこども園の協議会というようなものに育っていくとか、そういうふうな考えで行っているのかどうか、その方向性をお聞きしたいと思います。まず、それをお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） ここに場所を新町工場跡地に決めたように受け取られるということで、私の気持ちとしてはここがいいというふうに考えているということでございまして、山内議員にもご答弁申し上げましたように、予算も何も出しておりませんので、ここに決定したということではないですけれども、町長としてはこの土地が一番いいのではないかという判断をしているということで、今後また別の機会を設けて皆さんと議論をすることになりますので、この土地でなければ、どの土地がいいのかと、どういう所がいいのかということも含めて、対案も含めて議論がされれば一番いいのかなというふうに思いますので、よろしくお聞きしたいというふうに思います。

それから、情報が伝わらないということですが、そのような年齢の方がどのようにおっしゃっているのか、ちょっとつかみ切れない部分がありますけれども、呼びかけは担当のほうでやっておりますので、そこで把握している部分、こういう人たちが対象になるということがわかりますので、そこにまたこれで終わったということではありませんので、このようなことを考えているということ先ほどの社会福祉協議会の理事会だとか、あるいは保育士さんだとか、それから今通ってられる方、それからこれから入るだろうという方たちに町として総合計画にもある、この皆さんの要



望としても出てきたこども園ということ、このような形で考えているということで、まず1回説明させていただいたということですので、そこから先、さらに内容はどんどん議論経過の中で深まっていくのだろうというふうに思いますので、そのように受け止めていただければというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 3番、茂呂竹裕子さん。

○3番（茂呂竹裕子さん） 先ほどお尋ねしたのは、それぞれの団体で協議を、会合をされているということなのではございますけれども、それをやはり方向的には一本化をしていく、あるいはもう一本化になっているのかどうか、それをちょっとお聞きしたかったのでございます。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） これは最初のお話させていただいたというふうに思いますけれども、ここを中心的にこの問題を議論する場所というのは、この次世代育成対策協議会、ここが既に組織されていて、そこでも計画等が既に出ていますので、そこを中心に進めさせていただきますかということで、一番最初のことをお願いをしたというふうに認識しておりますので、そこにさらに補強していくことも場合によってはあるかと思っておりますし、それからまた先ほど言いましたように拡大しながらだとか、それから専門部会を設けてだとか、そういったことは進む中でいろいろ出てくるかというふうに思いますけれども、当初の考えでいけばこの次世代の協議会、ここを中心として話し合いを進めさせていただきたいということで、あとは中間、中間でいろんな関係するところにまたお話しをしたり協議をしたりということになると思いますので、ご理解願いたいというふうに思います。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 3番、茂呂竹裕子さん。

○3番（茂呂竹裕子さん） 次世代を中心に今お話しをしていくということですが、東川とか共和方式というのをご存じでしょうか。ああいうあたりは、やっぱりいろんな人たちが集まって協議会をつくって、そしてどういふこども園をつくるのかというのをすごく時間をかけてやっているようなのです。それが、私はやはり町民の意見も吸い上げ、父母の意見それから専門家の方の意見、あるいは保育士さんたちの意見と

か、そういういろんな総合された知恵が集まってシステムそのものも含めてやってきているということで聞いているのですけれども、やはりそういうやり方が津別もいいのではないかなというふうに思っているのです。次世代育成のこの協議会の中にこういういろんな団体が入ってられるというのもわかるのですけれども、やはりそれだけでは難しいのかなというふうに思うものですから、必要になった段階でというふうに町長さんはおっしゃっていますけれども、やはりこども園をつくるということはもう誰の目にも、町長さんもしっかりと計画に基づいてやっていくとおっしゃっているのですから、やはりできれば早くに、もちろん法人まだ決まっていないというのもありますけれども、そういう中で時間をかけて拙速な決め方ではなくて、いろんな意見を斟酌しながら決めていくということがいいのかなというふうに思っているのです。いわば津別方式のようなものを知恵を集めてつくっていただければというふうに考えているわけなのですけれども。

次に移ります。今のことについては、町長さんの答弁で私も今の段階でのお考えはわかりましたので、次にいきます。先の問題としてこども園の保育料等の負担のことについてお話しをしたいと思うのですけれども、津別町はこども園が一本になれば、ほかに選びようのない町の施設になるわけですけれども、ですからこそきちっとした町の考え方が必要なのだというふうに思うのです。政府のこども園、子育て新システムの基本制度、ワーキングチームというところが最近だと思うのですけれども、創設するこども園の保育料について、事実上の自由価格とするというたたき台を示したというふうに聞いています。これは、利用料が収入に応じたという現行のシステムから自由に市場に任せるといようなそういう考え方なのです。こういうことがまかり通るか、津別町ではあり得ないというふうにおっしゃるかもしれないのですけれども、こういう考え方というのは保育を市場原理に任せるとい方向で出されているこども園構想なのですから、そこのところを私はちょっと心配しているのです。やっぱり町がきちっと責任を持って進めていくということと、やはり保育料については、きちっと所得に応じた現行の保育料というものを堅持をしていくということと、津別町はそんなに豊かな、働いていても賃金もそんなに高くないですし、豊かではない人たちが多いものですから、やはりそこの保育料については減免制度なり、今まであるような町

独自の保育料金というものを設定していく必要があるのではないかというふうに思うのです。それで、今はへき地保育所で認可保育所との比較にならないということで、町独自の制度を決めていますけども、町民にとっては、認可保育所であろうが、季節保育所であろうが、へき地保育所であろうが保育所なのです。保育料金というのは分けて考えているようなものではないというふうに思うのです。ちょっと国の基準額をこの間係の人からもらって比較してみたのですが、やはり課税額が4万円未満というあたりから、課税額の4万円未満、国の基準額ではガクッと上がります。それから、津別町は課税額7万2,000円未満で、年齢も3歳未満、3歳以上というのと、この町は2歳未満、2歳以上というちょっとなかなか比較するのは難しいところなのですが、考え方としてやはり課税額4万円ぐらいのあたりから4倍程度に上がっていくというような表になっていますので、やはりこういうあたりは将来的に子どもを抱える保護者の不安材料になるのかなというふうに思うものですから、やはり給食は保育料の中で納めるというのが考え方というふうに決まっているようですけども、やはりこのあたりを将来的に考えていっていただきたいなというふうに思うのです。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 政府のほうで入園料といいますか、それは自由価格というか、そういうようなことも私も見たことがありますけれども、それは多分例えば国からの補助金をもらうのには、所得があって、それは基準があって、これはこうなりますよと。それ以上もらうということになれば、それは、その園が例えばスポーツに特化するだとか、ピアノのすごいところにしていくだとか、そういう付加価値をつけて、それに対して料金も上がりますよということはものにも書いてありますので、多分そういうことではないのかなというふうに思います。町のほうの、まだ園が決まっておられませんけれども、先ほどのご質問でもありましたけれども、東川の例も出ましたけれども、既に産業福祉のほうでも認定こども園の視察に行かれておりますし、期間的にどれぐらいかかるのかだとか、そういったところ所管の議員のほうでもお調べになっているかというふうに思いますし、私どもは私どもなりまた調べて、そしてある組織の中で情報を提供しながら今話を進めていると。不足する部分は、さらに組織も拡大していくというようなことで、いいものをつくっていききたいというのは思いの中に

はあります。料金は、国の基準は確かに見ればびっくりするほど高い料金がかかっているわけですが、このとおりにしているところがあるのかどうか、ちょっと定かではありませんけれども、例えば既にこの管内でも置戸町さんとか、こども園を持っているところがあります。そこは、聞きますと国の基準どおりではないのです。少し安くなっていて、その差額の方は町が負担をするという形をとっておりますので、へき地保育所ということで、認可保育所とは年齢の制限といいますか年齢の区分もまた違ったりして、なかなか合わせて見づらい部分があるのですけれども、いずれにしてもこども園になりますと認可保育所ということになりますので、国から補助金をもらうためには基準があって、それをどこまで町が見れるかというようなことが、これから他町村の例も含めながら、いろいろ議論しながら決まっていくものだろうというふうに考えていますので、今ここでこれだけになるだろうとかというようなことは、なかなか申し上げられませんけれども、しっかり決めていく上では議論しながら進めていきたいというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 3番、茂呂竹裕子さん。

○3番（茂呂竹裕子さん） 今のお話をお聞きして、やはりそれぞれの町がそれぞれの状況に応じた決め方をしているということがわかりました。ぜひ、津別町もそうしていただければというふうに思います。

それから、ちょっと話を蒸し返すようなのですけれども、土地の問題にちょっと戻って、例えば懇談会で町長はケアハウス横の土地はケアハウスの増床をするときもあるかもしれないけれども、そのためにとっておくというようなお話もありました。それから、特養の改築も10年後ぐらいにはしなくてはならないので、その場所としてもとっておくというような、そういうようなお話をされていたと思うのですけれども、ケアハウスの増床の予定というのは、津別福祉会でそういう予定はあるのでしょうか。そのところを1回聞きたいと思っていたのですが。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 増床の予定は、こうこうというのは多分ないと思います。ただ、特養も含めて、それからケアハウスだとか、これ実は篠原議員さんのこれからの

質問に実はぴったりマッチしてくることなのではけれども、介護の計画今5期、これから町民の皆さんにパブリックコメントを出すところではけれども、3年、3年でありますけれども、その後のまた27年のからの6期計画、その次の7期計画、そういった中でどう組み入れていくのかということで、これは特養とケアハウスだけではなくて、いわゆる中間施設と言われる部分も含めて、そのときに何かをしようとしたときに建てる場合は土地が必要になってきますので、そういうことも先ほど言いましたように町並みとか、そういうのもあるのですけれども、福祉も含めた総合的な何かをつくるときにあっちに影響しないか、こっちに影響しないかというようなことを考えてやるのが行政だというふうに考えておりますので、そういう意味合いでここにはちょっと手をつけづらいというふうにご理解いただければというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 3番、茂呂竹裕子さん。

○3番（茂呂竹裕子さん） わかりました。町長の考えている視野というのが私なんかとは大分違うなというように感じるのですけれども、しかし、例えばケアハウスを現在のあんな町の中から離れた所に建てて失敗したという方もいらっしゃいます。失敗したというのは、当時かかわっていた人です。それと、やはり老人福祉施設は、病院のそばがいいなというお話も当時されていました。よく私も聞くのですけれども、例えば今度特養を建て替えるときには、津別病院の横あたりがいいねという声は、何かも聞いているのです。やはり、ケアハウスの横に特養を建てるという考え方も福祉ゾーンとしてやっていくというのはわかりますけれども、やはりそういう町の意見も結構あるということを念頭に置いていただきたいなというふうに思っています。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 本当はもっともっと町の中にもものが固まっていくと一番いいかというふうに思いますけれども、できる範囲の中で持っている土地とそれから分けていただく土地というのを勘案しながらつくっていきたいというふうに考えています。今お話のありました病院のそばもなかなかいいというふうに思いますが、そこはそこでまた丸玉さんの計画もあるようですので、そこはなかなか今譲っていただけるような状況にはないというふうに判断しております。ただ、そういう町民の中で、本当はそ

ここに一緒になってくれれば一番いいだろうなというのは、それは思いとしてはあるだろうなというのは、十分理解できるところでございませけれども、できる範囲の中で、極力中へ、中へという方向で進めていきたいと思ひます。ケアハウスの所、あるいはそこに特養をつくるとしても、共和地区と違ってやっぱり距離的は少し近くなって、平坦なアップダウンもなく、真っ直ぐ中心市街地から行けるような場所ですので、比較的設置場所としては、いいのではないのかなというふうにも考へているところですが、そのような状態だということでご理解いただきたいというふうに思ひます。

○議長（鹿中順一君） 次に9番、篠原眞稚子さん。

○9番（篠原眞稚子さん） [登壇] ただいま議長のお許しをいただきましたので、さきに通告した件についてお尋ねします。

まず、防災行政についてですが、3.11東日本大震災後、一部被災地を訪ねたこともあり、今も被災の状況が焼きついているところですが、原発問題等で風化されるのではないかというふうに心配されている方もいらっしゃるようです。私たちの住む町は災害が少ない町であり、前回も何回か質問しているのですが現状はどうなっているのかという点について質問していきたいと思ひます。

まず1つ目として、防災計画の見直しがされているかどうか。

2つ目として、町の避難所の定義には災害が発生した場合、または災害が発生する恐れがある場合に、住民の生命と身体を保護するため開設されているという定義がなされていて、津別町地域防災計画に定められた短期避難所、短期避難のための避難所の1次避難所と、それから長期避難のための2次避難所、その他福祉避難所の3つの区分がされていました。2次避難所の状況についてですが、耐震の調査をしているかどうか。それから冬期間暖房や停電の場合の対応について。非常口、非常階段等問題はないのか。次は4つ目として備蓄の状況についてお尋ねします。

3番目については、高齢者や障がいのある人の支援はどう考へているか。

4番目として避難所運営マニュアルを作成しているかどうか。

5番目は、これはちょうど東北に行ったときに聞いたのですが、防災無線が計画ではあったのだけれども、有事のときに使えなかったということだったので、これを5つ目の質問として載せてあります。

それから防災教育について考えていることがあればお尋ねしたいと思います。

2つ目ですけれども、福祉行政についてですが、津別町の高齢者、先ほどお話がありました第5次の高齢者保健福祉計画と、それから介護保険事業計画のちょうど質問の少し前に素案が出てまいりましたので、それもちよっと目を通して質問をしたいというふうに思っています。そこにも両方ともに書かれているのは、住み慣れた地域や住まいで自らサービスを選択し、自らの能力を最大限に発揮して尊厳のある自立した生活を送る。誰もが安心して暮らせる地域づくりを基本理念としているということで、これは最もなことかと思えます。そこで、先ほど違う質問の答弁にもあったのですが、介護老人施設の不足や中間施設の不足している状況をどう考えているかということと。

今5次なのですけれども、もうかなり前から2015年、団塊の世代が高齢者に入る、前期ですけれども、その15年問題についてどんなふうに考えているのか具体策があればお聞きしたいと思います。

それから3番目については、子宮頸がんや、ヒブ、それから小児用肺炎球菌等の3ワクチンについてですが、平成24年度以降の考え方についてお尋ねしたいと思います。

以上です、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 篠原真稚子さんの質問に対して理事者の答弁を求めます。

教育長。

○教育長（阿部博道君）〔登壇〕 それでは私のほうから防災行政の6番目にございます関係についてお答えをさせていただきたいと思えます。

まず最初に、今現在学校で震災前と震災後の関係についてお話をさせていただきたいと思えます。最初に今までの防災の教育の実施状況でございますけれども、学校経営計画に基づきまして火災訓練は消防署へ事前計画書を提出いたしまして、消防署員の立会のもと年に2回実施いたしてしています。実施後には訓練結果の講評をいただいたり、そこでいろんな講話をいただいているということでございます。

また、台風や吹雪などを想定した集団下校につきましても年に2回を実施いたしまして、その集団下校を実施する前後になぜこのような訓練が必要なのかということで、児童生徒に説明をいたしているところでございます。

しかし、今年の3月に東日本大震災が発生しましたときの状況を見ますと、大変難しいことでありますけども、児童生徒が災害時には教職員の指示に従うことが不可欠であるということがわかったところでございます。そのために必要なのは、教職員の適切な指示と行動によるところが大きいところから、日常的に防災教育、避難訓練の徹底を図ることは、児童生徒はもとより、教職員にとって大変重要なことであると認識しているところでございます。

そこで、本町の現在の防災教育といたしまして、小中学校においては避難訓練と従来の防災教育以外に小学校では教科はそれぞれでございますけども、生活科において安全で適切な行動、安全を守っている人々、理科では土地のつくりと変化、それらにおいて学習をしてございます。そして災害の恐ろしさと、その対応について学んでいるところでございます。

また、中学校では保健体育科において自然災害による災害の防止対策、理科においては火山と地震、社会科では日本の地形や気候の特色、自然災害と防災など、それぞれの教科において今回の災害の教訓といたしました防災教育を実施しているところでございます。

そのほかにも雌阿寒岳の噴火による災害ですとか、今年の10月には道教委発行の「学んで防災」というパンフレットがございます。これについては地震編、風水害編、津波編という部分が3冊ございますけども、これをすべて全小中学生及び教職員に配布をいたしまして避難訓練とあわせた教育を実施しているところでございます。

さらに中学生の場合は、保護される立場にもありますけども、地域によっては緊急事態に対応できる一員となることも求められているところでございます。緊急時には校内外において社会的弱者に対する配慮が不可欠であることも防災教育の中で認識させているところでございます。

いずれにいたしましても大規模な災害が発生した場合は、学校の教職員のみではちょっと対応が不可能でございますので、今後も関係機関と連携を図りながら安全教育と避難訓練を行い、児童生徒の安全を確保し、安全な生活に必要な知識と技術、判断力を習得させる教育を行っているところでございます。

以上でございます。



○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） [登壇] それでは私のほうからお答えしたいと思います。

まず防災行政の関係の①ですけれども、防災計画の見直しについてです。今津別町地域防災計画というのは、平成12年の3月に策定いたしました。この間、町の状況あるいは役場の機構が変わったりしております。関連施設、関係機関の組織の改変、あるいは統廃合、こういったものもありまして、いろんな変化が出てきております。これまで事務レベルで一部計画の文言の修正等は行ってきたところでございます。

平成24年度来年度4月には、機構改革をまた町のほうで予定をしております、これにあわせて災害対策本部の編成の見直しも必要であるというふうに考えているところです。これまで防災訓練も続けてまいりましたけれども、こういったところで得ました改善点、こういうことも踏まえて、さまざまな形を検討しながら見直しを、避難対策等全般の見直しを行っていききたいというふうに考えているところです。

また、今道のほうでも防災計画が見直しをされておまして、こういった状況も確認しながら各関係機関で構成いたします津別町防災会議、これを来年度、平成24年度には3回程度開催したいというふうに考えておまして、道との協議を経て平成24年度内に策定をしていきたいというふうに現在考えているところでございます。

それから、2次避難所の状況についてですけれども、耐震調査は町内26の2次避難所の施設の中で、学校施設は津別小学校の旧校舎と活汲小中学校を除きましてすべて耐震化されております。活汲小中学校につきましては、来年度の事業で耐震工事を行いたいというふうに考えているところです。

学校以外の部分につきましては、実施をしておりません。2次避難所の約半数は築後約30年以上たった木造の施設でして、大地震がきた場合は避難施設そのものの倒壊も考えられますので、中央公民館だとか、あるいは耐震化されている学校施設だとか、そういった所への集約化を図っていくということも必要ではないかというふうに考えているところです。

それから冬に災害が起きた場合ですけれども、長期間の停電というのは実は想定しておりませんで、停電時の対応、あるいは暖房関係についても計画の見直しの中でこれは議論していきたいというふうに考えています。

それから非常口、非常階段は今のところ消防による改善指導は特にありませんけれども、各2次の避難施設、その実態をもう一度把握して問題点があれば改善をしていきたいというふうに思っております。

それから防災の物資の備蓄ですけれども、津別小学校に一部保管しております。ここを除きまして、ほかの所では保管施設、あるいは管理上の問題から備蓄は行っておりません。主に防災倉庫、それから林業研修会館で防災用の用品を今保管しているところです。

食料の備蓄も行っておりません。これほどまで何日分すべきかということも含めて、防災計画の見直しの中で検討してまいりたいというふうに思っています。

それから3つ目の高齢者・障がい者への支援についてですけれども、これは今年の6月の議会でも答弁したとおりでございます。この4月から活用を開始しました災害時要援護者リスト、これを今毎月更新をしておりますけれども、これらを参考にしながら要援護者支援プランの策定の作業中ということでございます。

それから、現在策定中の第5期の高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画、それから第3期の障がい福祉計画におきましても災害時の要援護者の支援と、それから防災対策の推進が盛り込まれているところでございます。

地域防災計画の中では災害弱者対策として、これらの先の計画とも整合性を図りながら議論いたしまして、福祉避難所として指定している特養、あるいはデイサービスセンター、これらを最大限利用するということも検討してまいりたいというふうに思っております。

それから4つ目の避難所運営マニュアルの作成についてですが、これも6月議会の答弁のとおりでございます。現行の防災計画の避難対策計画の中で、避難所運営を定めております。これらも定めてはいますけれども、より実態に合った実効性のあるマニュアルづくりを目指しまして、先進地事例なども参考にして、これも防災計画の中で一緒に見直しをしていきたいというふうに考えているところです。

それから、防災無線、スピーカーの対応についてです。津別町では防災担当者間の情報伝達手段を確保するために、基地局が1個、それから移動局17基を設置しているところです。非常電源も発電機1台を設置しております。これらにつきましては、訓

練のとき使用しておりますので、今のところ異常は見当たるといふ状況にはないといふふうに判断しております。

それから災害時の住民周知についてですけれども、スピーカーを設置した車両は6台ございます。ただ広報専用車両が少ないことから、大規模あるいは広範囲の災害が発生した場合難があるといふふうにも考えておまして、計画見直しの中で住民周知につきましてもさらに検討していきたいといふふうに考えているところです。

それから大きな2つ目の福祉行政です。これは今の介護老人福祉施設の不足と中間施設のない状況について、どのように見ているかということでございますけれども、まず現状ですけれども、町内にあります高齢者福祉施設の状況です。これは特別養護老人ホーム、昭和58年に開設しました。50床で現在待機者が76人です。それから認知症のグループホームほのぼの、民間で平成17年に開設しましたけれども、18床で待機者が8人と。それからケアハウスつべつ、平成13年に開設しました。これは30床で待機者が単身者が24人、夫婦者が3組といふふうに聞いております。それから老人福祉寮、これは昨年改修をして12室から8室にしましたけれども、現在満室という状況で、1室について2～3件の申し込みがあるという状況になってございます。

それから町外の施設ですけれども、そちらに入所されている方、津別から。老人保健施設、これは北見、美幌、遠軽、こういうところに17の方が行かれています。それから特定施設入居者生活介護施設ということで、ケアハウスだとか介護付有料老人ホーム、こちらに町外のこういった施設に行かれています方が8人というような現状になってございます。

今の特養ですけれども、現在、民間への移譲を検討しております。そこで、先ほどの茂呂竹議員さん等のお話とも関連してくるのですけれども、今第5期の介護保険事業計画を策定してパブリックコメントに出す準備を回しているところですが、その後の第6期計画、これ以降平成27年度以降になりますけれども、ここでは個室、ユニット化への改築にあわせた増床計画を検討する予定でございます。

それから中間施設であります、いわゆる老人保健施設ですけれども、この建設につきましては、これはなかなか運営する医療法人の誘致だとか、それからリハビリ担当専門職員の人材確保というのが津別町の人口規模ではなかなか困難な状況にありまし

て、これら老健の関係につきましては引き続き町外の施設の利用をしていただきた  
いというふうに考えているところでございます。

それから、今策定中の第5期の介護保険事業計画ですけれども、これは高齢者・障  
がい者がともに暮らす共生型住宅、この建設を民間事業所でできないかどうかという  
ことを、誘致も含めてこの5期の計画の中で計画をされています。それからここにそ  
ういった共生住宅の中に小規模多機能型居宅介護サービスを併設した場合、ここで見  
守り、あるいは食事の提供等も可能になってくるのではないかなというふうに考えて  
いるところです。

こういったように特養を新しくする、それからこういう共生型住宅の誘致だとか、  
さまざま考えていくと場所の提供というのが当然関連してきますので、そういったと  
ころも頭に想定しているというふうにご理解いただきたいというふうに思います。

それから2015年対策の具体策ですけれども、これは全般的に今のお話と関連してき  
ますけれども、いわゆる団塊の世代が65歳以上になることとございますけれども、津  
別町の高齢化率は10月末で37.9%ということです。先ほどの第5期の介護保険事業計  
画が終わる平成26年、このときには41.5%というふうに推計をしております。これ  
3期の計画のときは40.1%というふうに見ておりましたので、それに比べますと1.4%  
ほど高くなってきているということが言えると思います。

それから、特徴として前期高齢者が17.8%、後期高齢者が23.7%でして、要介護状  
態や認知症の発症が高くなる後期高齢者の割合が増加してきているというふうに言え  
ると思います。単身あるいは夫婦世帯の高齢者のみの世帯が、これも増えてきていま  
す。平成23年、今年6月末現在でいきますと、津別の全世帯中、高齢者がいる世帯  
というのは57.6%という事で半分以上を占めておりまして、この56.7%のうちひと  
り暮らしの世帯、あるいは夫婦だけの高齢者の世帯というのは約73%を占めるという  
状況になっています。高齢者のみの世帯が50%を占める自治会というのが、49自治会  
の中で34自治会があるという状況でございます。

それから介護認定者は今年9月末で342人、65歳以上に占める出現率は15.79%  
で、5期の介護事業計画が終わるときには408人、19.09%になるだろうという予測を  
立てているところです。認知症の高齢者も増えてきておりまして、要介護認定申請を

行った 333 人のうち原因疾患の第 1 位は認知症の疾患というふうにされているところです。こうした状況の中で第 5 期の介護保険事業計画の作成にあたりまして、策定委員会で議論、協議を行ってございまして、高齢者が要介護状態になってもできる限り住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるよう介護、予防、医療、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供できるシステムをつくっていかうというふうにしたところでございます。

介護サービスの基盤整備の新しいサービスとして認知症高齢者に適している小規模多機能型居宅介護サービスの開設に向けまして、事業所の誘致も計画をしていきたいということです。それから、さらに認知症高齢者の支援対策といたしまして、医療機関との連携によりまして、早目の受診の奨励、それから正しい知識の普及、講演会あるいは認知症サポーター養成講座の開催、徘徊高齢者を守る SOS ネットワーク会議の機能化、それから徘徊模擬訓練の実施、こういったことを進めながら地域住民の理解を深める取り組みを進めていきたいというふうに考えております。

それから高齢化率が高い市街地外の地区を対象にいたしまして、高齢者の健康づくりや交流、生きがいの場としてサロン活動を展開していきたいというふうに考えております。地域生活支援サービスの充実に向けまして、声かけや見守り、買い物や外出支援など、さまざまな生活支援に対応したサービスを充実させるために、社会福祉協議会と連携して、有償ボランティア制度の創設を検討したいというふうに考えています。これらを今計画案に盛り込みまして、パブリックコメントを経まして来年度、平成 24 年度から優先度の高い項目から実施してまいりたいというふうに考えています。

それから最後の 3 ワクチンの継続の関係でございまして、御承知のように国の円高デフレ対策のための緊急総合経済対策によりまして、平成 22 年度の補正予算が成立いたしましたして、国の子宮がん等ワクチン接種緊急臨時特例交付金というのができまして、これを都道府県にその交付金を基金として設置しまして、平成 23 年度まで市町村が行う事業に対して都道府県から補助されると、2 分の 1 補助でしたけれども、こういうことになったわけです。これが 23 年度をもって終了するというところでございまして、これまでの実績を見ますと、子宮頸がん予防ワクチンは対象者の大体 95% 実施しております。ヒブワクチンは 64%、肺炎球菌ワクチンが 67% ということで、ヒブと肺炎球菌

は新生児については100%実施されているところです。

この間に新聞報道等もありまして、全国的には一部混乱もありました。死亡例が出ただとか、あるいは子宮頸がんワクチンが不足してきたというようなことも報道されましたけれども、津別町においては特に問題はありませんでした。

それから、国内的にも予防接種の専門家の意見書、あるいは国際動向、疾病の重篤性にかんがみまして、3ワクチンは予防接種法上の定期接種化に向けた検討を行うということになってございます。こういうような状況の中で、きのうテレビ報道等もありましたけれども、来年度平成24年度において厚生労働省は事業の継続を決定したという報道も入っておりましたので、これは24年度は実施されるものと、引き続いてその制度が続くものというふうに考えておりますので、今後とも住民の生命と健康を守るということに配慮いたしながら、予防接種はじめ各種事業に取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 9番、篠原眞稚子さん。

○9番（篠原眞稚子さん） 防災行政については防災教育と、それからその他という違う回答が町長と教育長ということになっているので、教育長のほうから先にお聞きしたいと思います。

2、3日前にテレビのニュースか何かでも文科省が主催したのか先生方の防災教育に関する何か講習会みたいのがあったというのをちょっとテレビでも見たのですが、先ほど教育長の話の中にも指導する先生方のもあったのですが、私は特にここに挙げたのは、たまたま知り合いのところの保育園だったのですが、私のところは毎月、火災というか訓練をしていると。子どもたちには「お・は・し・も」という言葉をもって徹底しているのですということです。それは何かと聞くと、急いで逃げようとするので押し合いますよね、この間もそういうことで事故があったりなんかしていたかと思えますけれども、それで子どもたちには押さない、「お・は・し・も」というので、それから次は走らない、そしてしゃべらない、戻らないということを徹底しているということです。これは3.11のところでも方言をまじえて子どもたちに、ちょっとメモしたところがあればなのですが、そういうことを徹底していたので、すぐみんな高台のほうに移って、その学校は死亡に至るようなというか、そういう事

故を未然に防げたというような話もあったので、津別町に合うものと合わないものというのがあると思いますが、それをまず徹底してもらいたかったのが1つと、それから学校だけではなく生涯教育というか、そういうところで防災の意識というのを高めていくということも大切なのではないのかなということで、この項目を挙げましたので、その辺のところいかがお考えでしょうか。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（阿部博道君） 今防災の関係で細かいと言ったらちょっと語弊がありますがけれども、詳しくお話がございました。その中で、これは先ほども申しあげました津別小学校の学校経営計画でございますけれども、その中で非常災害対策等要綱というものがございます。その中で、そういうこともきちんとうたわれているということでございます。ただそれを間違えなく正確にすべてやっているかということになりますと、そこまでは私ちょっと確認してございませんけれども、そういうことも考えながら学校現場では実際にはやっているのではないかというふうに思います。

それと先ほどお話ししました北海道から出ました「学んで防災」ということでございます。それも津波の特徴だとかいろんな細かいこと、風水害に備えるだとか、雷の関係、台風の関係、細かく載ってございます。こういう中でそういう指導も当然しているのではないかというふうに思っているところでございます。ただ、防災、いろんな訓練等々もございます。教育もございますけれども、やはり時数の関係で、これだけに時間を割いて1時間やるということは、なかなか今のカリキュラムではできないという判断がされます。そういうことから、先ほど申しあげました各教科の中の単位の中で関連付けで、いろんな防災対策の教育を行っているというふうに聞いているところでございます。今言われました保育所が対応しているような走らないですとか、いろんな小さな決まりがたくさんあろうかなというふうに思いますけれども、そこら辺もちょっとこれから確認をさせていただければなというふうに思っているところでございます。

○議長（鹿中順一君） 9番、篠原眞稚子さん。

○9番（篠原眞稚子さん） この間の文科省のあれでも学校の授業時間数の中で防災教育をするということが非常に難しいというような話も確かにそこでもされていまし

た。教科の中でしているということもさっきの答弁でわかりました。それで、ただそういう意識をどうやっていくかということでは、網走管内では何か气象台ですか、これと違うかどうかわかりませんが、つい先日の12月13日の道新によりますと、やっぱりそれを契機に管内で气象台の人が出前講座を実施しているというようなところもあって、やっぱり風化させないというようなことと、必ずしも津別以外にもいろんな所で住むわけですよ、子どもたちは、大人になったら、もしかしたら東北の水害のあるところに行くかもしれないから、そういう意識というのはここでも備えておくということは、私は大切じゃないかというふうに思います。学校は時間数が難しいのであれば親子何とか教室として、親にもそういう意識を持ってもらい、それから子どもにも持ってもらう、社会教育というのでしょうか生涯教育というか、そういうところで、いずれかのところで組んでいただきたいなというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（阿部博道君） 今言われましたように、特別な時間をとってカリキュラムの中でやるということは本当に非常に難しいかなというふうに思います。議員、御承知のとおり来年から中学校の指導要領が変わりまして時数が非常に増えてくるということがございますけども、これらについては命にかかわる問題でございますので、先ほど申し上げたような中で進めさせていただければなというふうに思っております。

それから、この中に火山の関連がちょっと載っていなかったものですから、私のほうからやはり雌阿寒岳ですとか十勝岳、以前爆発しているいろんなことがありましたけれども、そういう火山に対する防災も含めてお願いをしたいということでお話ししてございます。

それと社会教育の関係でございますけども、今の段階では私の今の頭の中の記憶では、改めて防災教育という授業はちょっと組んでいないのではないかなというふうに思っておりますので、これらについても今後ちょっと検討させていただければなというふうに思っているところでございます。

○議長（鹿中順一君） 9番、篠原眞稚子さん。

○9番（篠原眞稚子さん） 防災教育については検討というか、速やかに検討して、ぜひ実施していただきたいなというふうに思います。



そのほかのことなのですが、まず防災計画というのは私たちの手元にもあるのですが、メンバー、最初のときに聞いたのですが何か私たちの生活とはちょっと違ったところというか、自衛官の人が入っていたり、支庁がいたりとか、何かそういうような防災会議のメンバーであったかなというようなことがあるので、ちょっとその防災会議のメンバーをお聞きしたいと思います。

それから、あと何回か聞いた点もありまして、6月と同じというのは6月の町長の答弁でさらに何か改善されているとか、そういうのがあれば、そこはそのように答弁をしていただきたいというふうに思います。

それから2次避難所のことについてなのですが、私もこの質問をするために町のホームページを見ました。2次避難所というのが先ほど数出ましたけども、既に使えるような状況でない所までというのはちょっとあれかと思えますけども、何とか小学校、もう既に廃校になっているような所もそのまま掲載されているというようなことは、私はちょっと問題じゃないかなというふうに思っています。

それともう一つ、2次避難所についてお聞きしたいのは、答弁のあらあらでわかったのですが、実は私の住んでいる近くに商工会があります。そこも2次になっていますが、消防法なのか何かで、当初建てたときには問題がなかったのかもしれませんが、非常口等の数については、何年か経過する中で、指摘事項がないということだったので改めて確かめてきました。消防から文書で改善命令とかというのが出ると、すごく重いものになるので文書での改善命令でなくて口頭でこういうことが必要であるというふうなことを言われ、それを要望書として町に提出をしているということでした。それで、そのとき言われたことは、こういうふうに法律が変わってきているのだけれども、町ってそのままにしておくのかというふうに言われまして、そうだったかどうかわからないので、ちょうど行って聞いてもみました。非常に費用のかかるようなことは指摘されてすぐ口頭であれ何であれ、すぐできることとすぐできないことがあります。でも、何も相手側に言わないでそのままになるというのは、私はどうかなと思いますし、現在までそこで何も問題が起きていません。ですからいいのですが、いつ何が起こるかわからないということと、町のいろんな計画書を見ても、ここで安心して安全に暮らしていくということをどこにでも書いてあるわけです。特に、本当に

幸いにしているようなことがないのでいいのですが、やっぱり最大やっぱり人の命にかかわるようなことは、ほかの予算もあるかと思えますけども、ぜひ優先順位を高めて、できることというのじゃなくて、改善、これで間に合わせられるものがあるのであれば、そういうことできちっと相談というか話を対応していただいて改善をしていていただきたいというふうに思います。

それから、ぜひホームページで避難所にならないようなのは、これ何月からやめたとか、そういうようなものって書いたほうが私はいいのじゃないかなというふうに思いますので、それは検討をお願いしたいと思います。

とりあえず以上です。

○議長（鹿中順一君） 総務課主幹。

○総務課主幹（川口昌志君） ただいまの質問の中で、防災会議の構成のメンバーについてのお尋ねがございましたので、私のほうからお答えいたしたいと思えます。

防災会議の現構成員といたしましては、各関係機関それぞれ大きなくくりもあるのですが、細かいところで見ますと、開発の道路事務所、それと河川事務所、あと南部森林管理所津別事務所、あと郵便局、それと美幌の駐屯地、細かいところで見れば第6普通科連隊とか云々という隊の名称があるのですが、自衛隊です。それと振興局、それと土現、今現在は網走建設管理部ということに名称が変更になっておりますけれども、こちらの事業課、それと道有林の管理センター、それと警察、それと町の副町長、教育長、消防署長、消防団長、それとNTTの北見支店、それと美幌医師会の副会長という構成メンバーとなっております。

それと避難所に関しましては、現在使えない場所があるのではないかとこの部分ですけれども、これについては現在、見直し作業を進めている最中でございます。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 2次避難所の関係ですけれども、これ商工会館のことを今おっしゃられましたので、これ調べまして不都合があれば、どの部分でどういうふうということがわかりましたら優先度を上げて対応してまいりたいというふうに思います。

それから、避難所に適さない所もあるということでございますけれども、確かにご

ざいます。大分以前よりも絞ったりもしているのですが、それにしてもそのままの状態というのがあります。皆さんにも平成22年の3月に策定いたしました、この津別町の住宅建築物耐震改修促進計画というのを平成27年までの部分でお渡ししているかと思えますけれども、ここで津別町が起こり得る災害の想定がされています。それは地震も3種類が想定されておりまして、そこでは十勝沖、釧路沖に出た場合、最大津別では4.7ぐらいだろうというような推測だとか、あるいは十勝平野の断層帯の所で地震が起きた場合は4.9ぐらいの地震がくるのではないかと、最大で。あるいは直下型でいくと6というようなところがありまして、これが発生した場合、それぞれの地域に倒壊が起きるかというのもマップの中で示されていて、お手持ちになっているかと思えますけれども、その中で、ここではとりあえず町の特定建築物、これは7つありまして、中央公民館だとか、小学校、中学校、それからトレーニングセンター等々ありますけれども、これの耐震化率が今71.4%というふうになっています。ですから、これをこの計画の27年度までに9割にするという目標を立てておりまして、それに向けて今順次先ほどの活汲小学校の耐震化も含めて考えているところでありまして、それぞれの所の状況というのも、いつ建設して、どんなような構造になっているのかというところまでは調べてありますので、それらをこういう地震、マグニチュード9レベル以上のはオホーツク管内では来ないという北海道のワーキンググループの中間報告、この間出ておりましたけれども、それは断層、プレートが500メートル以上あるところに発生すると。このオホーツクでは100メートルに満たないということもあって、9以上のレベルの地震がくるというのは有史以来、多分ありえないだろうということで、ただ今言ったような状況四点幾つだとか、直下型で6だとかというのは可能性がありますので、それらに対応していくために、今後とも26、本当にいるかどうかも含めて、集約ということも考えながら進めていきたいなというふうに思っています。

その防災計画をつくる上で、これは今24年度中になんとか策定したいというふうに考えておりますけれども、これはまた実はこの後の谷川議員さんの質問とも実は関連してまいりまして、この計画をつくる上で、なかなか専門的な知識だとか、それからずっと張り付いてやらなければならないというのがありまして、定年退職者の活用と

というのはこういったところに図られないかどうかということで、この見直しも加速化できるかなというふうに考えているところでございます。

先ほどの6月答弁のとおりというのは、高齢者の部分、障がい者の部分、それから避難所マニュアルの部分ということで答弁させていただきましたので、それは今まだ6月以降ここまで来たという状況ではありませんので、今作業中ということでご理解いただければというふうに思います。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 9番、篠原真稚子さん。

○9番（篠原真稚子さん） さっきメンバーをお聞きしたのですが、大きくくりで防災計画というと多分そういう団体の人たちが、そのテーブルにつくというふうに思うのですが、いろいろな地域があって、今多分策定の検定中かなというふうに思うのですが、マニュアル作成のときも女性のというか、避難所というのは女性がすごく障がい者と同じように女性がためのいろんな問題があって、こういうのを用意されたいよというようなのをもらってきて、お渡ししたかと思うのですが、あともう1つ計画の中で、これもなかなか難しいのかなというふうに思うのですが、それぞれの津別も結構面積が広くて、市街地とそうでない所では避難所の役割も違ってくるのかなというふうに思いますので、せっかくだとつくるのであれば、あまり一律でなくて、そこの地域に合ったというか地域事情に合った、さっき高齢化何かの場合でもありましたように50%を超えているような地域では、若い人と同じようなものではだめだということもあるかもしれないので、それは痴呆とかで細かなことになりますので、そういうところを含めてもう少し時間がかかるのかなというふうに思っていますので、ぜひ、せっかくできたものがきちっと生かされるように、そういうような声を聞いてつくっていただきたいのと、自主防みたいなものもあわせて積極的にできるようなシステムというか、働きかけなんかも必要かと思っておりますので、その辺のところよろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 避難所のあり方につきましては、女性に必要なものというのですか、そういったことも十分配慮してまいりたいというふうに思いますし、前にも

お話ししましたが、私もオホーツクサイクリングでずっと体育館に泊まったりしているものですからイメージとしてはずっとわかるのです。それで、そういったことも十分注意をしながらつくっていききたいというふうに思いますし、それから地域事情にあった避難所のつくり方というのも当然検討していかなくてはならないと思います。総体的に感覚的に思っているのは、ちょっと26というのは多過ぎるかなというのもあって、それを全部きちっとしていくというのは、また大変なことにもなりますので、主だった所をしっかり整備していくというふうに集約化していくというのも大事なことだろうというふうに思っています。

ただこの間、ライオンズクラブだとか、それから津別建設のほうでしたか表示板を掲示してくれたりとかということで、その部分がいらなくなってくる部分も出てくるかと思えますけれども、その辺はご無礼ということであやまりながら集約化も進めていきたいなというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 9番、篠原眞稚子さん。

○9番（篠原眞稚子さん） 今答弁されているようなことにしながら進めていっていただきたいなというふうに思います。

その次、大きな2つ目の福祉行政についてなのですが、それぞれ細かくいろいろ答弁していただきました。それで2015年問題というのは10年ぐらい前というか、第3期のときに2015年にはこんな姿だというふうな計画を立てたというのも町のもので読んだのですが、ちょっとわからないのですけども、それに近づいてきて何か思ったように目に見えて変わったものがあるのかなというふうに考えたら、施設とかそういうようなのが不足しているんじゃないかというふうに私は思って、そののところを今津別町の財政規模とか人口でできることと、できないことというのが確かにあると思うのです。

ただ、やっぱり病院から退院してきたときに今退院せざるを得なくなったと言ったらおかしいのですけども、直れば退院当然しなきゃいけない、その後ここではなかなか特養も待機者がいてというふうなことがあって、考え方なんかもしかすると変えていかなきゃならないのかもしれないなというふうに思ったのですが、不足する状況

等の数字については、いろいろ1回目の答弁の中でいただいておりますが、私も高齢化率がうんと高くなると、特養も増やしていかなきゃならないというか、その数に見合うそういう施設というのが必要じゃないかというふうに思っていたのですが、でも一方では、在宅をすごく進めているというのもありますし、11月のはじめに議員の研修で幕張に行って福祉関係の話を聞きました。そのときに特養って本当に必要かというようなことも話として出てきたのもありました。それから「おひとりで」というようなベストセラーになっている本もありまして、在宅でそのまま家で亡くなる方法というものもあるとか何とかということがあって、増やしていくというのがどうなのかなって一方で私も疑問に思うところがあるのですが、まだまだ、しかし津別町の人口と実態を見たときには、50床では足りないということがやっぱりあるのかなというふうに思っています。

2015年までには新たな施設が多分計画の中にはないので無理なのかなというふうに思っていますけども、さらに10年後を考えたときには、もっともっと核家族というか、老老介護になって、老老介護はまだいいかもしれないのです。相手がいなくなったら老老もいないかもしれない、独居になるかもしれないというようなことがあったときには、制度は国の問題だったりするから、あまり制度を変えるようなことにはならないにしても、もっと本当に在宅でそのまま生きていける方向にもメニューが幾つかあるのだけど、それを見ると、それも現実残念ながら不足なのです。どっちをとるかということなのですけども、それは非常に難しい問題があるのですが、先ほど出ていた計画の中で、津別町ができなくても、そういうサービスを提供できる事業所の誘致というのも書かれているところがあったので、そういうのを積極的にしていただいて、できればやっぱり住み慣れた土地で最後まで生きていたい。それには尊厳もとかいろいろあるのですけども、まずあまり介護度が高くないということも条件の1つですけども、そうなったときでも在宅でいれる条件って幾つかありますよね、それをサポートするサービスも幾つかあると思うのです。それがなかなか人口が少ないからできないのかどうか、いろいろ経済的な問題でできないのか難しい問題があるのですけども、何かこれだけはみたいな公約で進めているというようなことがあれば、まずお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 最後のところですけども、公約で進めていることがあるかというのが、いわゆる特養の民間移譲なのです。これをなんとか進めていきたいというふうに考えていまして、これからベット数を増やすにしても、それから施設を新しくするにしても、また町が全額負担をするということは非常に苦しい状況になってまいりますので、それだけなら何ということはないのですけれども、さまざまほかの部分の課題もたくさんありますので、例えばごみの埋立地がいつかは満杯になってきますし、それから水道管の導水管も新しくしなくちゃなりませんし、そういったこともいろいろ出てきます。そういったこともすべて頭に入れながら考えていくと、お隣の美幌町さんがやったように民間移譲して、そしてある程度の支援はしますけれども、土地も提供してというようなことで、民間の力を借りてこの町に住んでいる人たちのそういう老後というのでしょうか、高齢者、そして動きがとれなくなったときの入る場所というのを、そういう形でなんとか確保していきたいなというふうに考えておりますので、今この5期の計画の中ではやるということにはなりませんけれども、できるだけ早目にそういうことも検討しながら、やっぱり何でも10年先を考えると非常に寒いものを感じてきますので、それはすべてが町でやるわけにはいきませんので、町も支援しながら、そういう支援体制をとっていますので来てもらえますかというようなことで確保をしていきたいなというふうに考えていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（鹿中順一君） 9番、篠原眞稚子さん。

○9番（篠原眞稚子さん） ぜひそっちの方向に進んでいただきたいのと、そのときの不安の中に結構出てきたものの中に、小規模多機能型居宅介護サービスというのがあって、これはあまり大掛かりではないので、これは計画の見通しというのであれば、誘致みたいなものも含めて積極的に進められているのかどうかということをお聞きしたいと思ひます。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 小規模多機能といいますか、その前の共生型というのですか、それに合わさると非常にいい形になってきますけども、津別でも建設計画を考えてい

た方たちがいましたので、それらまだ引き続けているのかどうか、あるいは別な法人等が考えられているのかどうか、そういったところも考えながら対応をしてみたいなど、ぜひそういうものがあればというふうに思っています。

そのほかに、先ほども言いましたけれども老人福祉寮みたいなものを、そういったものとか、それらをつくる上で今のケアハウスの横のほうをとっておけば、今度それを建てたとしても管理運営する人が必要になってきますので、できるだけあそこに、例えば津別福祉会にお願いするとか、あるいは、どこかが特養を建てたときにその法人の方をお願いをするとか、固まっていると非常に合理的に対応できるというようなことがありますので、用地も含めてそういう方たちの誘致の場所というふうにも考えて対応をしてみたいというふうに考えていますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（鹿中順一君） 9番、篠原眞稚子さん。

○9番（篠原眞稚子さん） 今の2015年問題と、それから町の福祉とか介護政策というのは共通する部分がたくさんあるのですけども、15年にはあと4年ぐらいでもう間もなくです。さらにその10年後がきっと大変なのだろうなというふうに思っていますので、着実にとりかかるといって、ここで住めるような体制をできるだけ何となく、やっぱりできれば本当は中間施設があれば美幌に行かなくても、北見に行かなくてもここでいたいという人がたくさんいるのだと思うのです。ですから、そういうようなところで、その支店みたいのができるのかできないのかも含めて先の話ですけども、そこに向けて十分な計画を練っていただきたいというふうに思います。

それから3ワクチンについては、国の予算も決まっているということなのですが、それはすごく接種率も高かったので続けてほしいなというふうに思っていたので、ぜひ24年も同じような形でやっていただければというふうに思います。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） ここに住めるようにということで、そういうふうにはできるだけそういう場所を確保していきたいというふうに考えています。2015年というのは、私もその後半の部分に入ってきますけれども、65歳に2015年、2016年このあたりに



なっても、すぐそういう施設にお願いするということにはならないかと思えますけども、その後のまた10年先というときには、怪しいのかなというふうに思ったりもしますけれども、誘致をする場合よく言われるのは、その団塊の世代が過ぎ去った後、今度そこに広げていった施設がすかすかの状態になってくるというのもまた一面でありますので、それは経営という問題とも大きくかかわってくるというふうに思いますので、それらも含めて、やはりできる方法を一緒に検討してまいりたいというふうに思っています。

ワクチンのほうは、24年に国でも出すということで、まだちょっと金日成さんのばかり出ていましたので、閣議決定が今日されたのかどうかちょっとわかりませんが、国のほうでもこれは24年はやるということですので、とりあえず1年はつながったというふうに思っていますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 暫時休憩します。

休憩 午後2時25分

再開 午後2時40分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

次に、4番、村田政義君。

○4番（村田政義君）〔登壇〕 議長のお許しをいただきましたので、先の通告に沿いまして質問させていただきたいと思えます。今日自治会の抱えている課題についてであります。自治区域の見直しについて質問させていただきたいと思えます。

それぞれ御承知のことと思えますが、現在の自治会に移行されたのが昭和56年というふうに、56年の区長制から現在の自治会に移行されたというふうに認識をしているところであります。当時の区長制というのはそれぞれ58ありましたが、その後それぞれの集落の過疎化と、あるいは市街地の統合あるいは統合によっての新設とか、いろいろな取り組みの中で58から52自治会として進んできております。しかし、この間もそれぞれの市街地の統合とか、あるいは過疎化によって49自治会というのが今

日の 49 自治会という形になっているのではないかと思います。この間、非常に 30 年間を経過し、戸数やあるいは高齢化に伴い自治会の統合や自治会区域の見直しという声も今日出ているという状況であります。私も当時、4、5 年前に自治会とのかかわりを持ちながら、この統合あるいは自治区域についての見直しについて議論した経緯がありますが、それから今日までなかなかこの関係について進んでいないというのが実態であります。今日の状況からすれば、現在自治連合会の中でもこの課題について協議をされているという状況であります。このあとどういった状況になっていくのかについて、考えをお聞かせいただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（鹿中順一君） 村田政義君の質問に対して理事者の答弁を求めます。

町長。

○町長（佐藤多一君） [登壇] それでは村田議員のご質問にお答えしたいというふうに思います。自治会の統合、自治会の区域の見直しについてということでございますが、まず、議員のほうも質問の中でおっしゃってございましたけれども、区長制から自治会制度への移行の経過でございますけれども、これは昭和 29 年の 4 月に区の設置条例が施行されたところでございまして、それまでの駐在員を廃止いたしまして、町が任命する区長制度になったわけでございます。これが昭和 55 年の 6 月に新津別町総合計画が議会で可決されまして、その中で町民参加のまちづくりという項目が新設されたところです。それを受けて翌年、昭和 56 年の 4 月から、それまでの区名を自治会名といたしまして自治会制度が発足いたしました。このとき 52 の自治会でスタートしているところです。そのときに、初めて自治会長を住民が選出するという住民本位の活動体系に移行していったわけでございます。同じ月に、自治会の連合会も発足いたしております。町もこの年に運営交付金を予算化して自治会の活動を支援しているというふうにしてきたところです。

その後、自治会の統廃合の状況ですけれども、昭和 40 年、50 年代の区制のときには、統廃合につきましては町が主体となって実施してまいりました。自治会制度に移行後は、自治会が主体となりまして実施してきておりまして、これまでに 3 か所が統廃合になってございます。一つは平成 3 年の 6 月に栄自治会と恩根第 2 自治会が統合いた

しまして、恩根第2自治会になっています。そして、平成7年の4月には、先ほどの統合しました恩根第2自治会が、今度は恩根第3自治会と一緒に統合いたしまして恩根中央自治会ということになっています。それから三つ目は、平成11年の7月に活汲第2自治会と活汲中央自治会が統合しまして、名前は活汲中央自治会というふうになっておりまして、今これによりまして現在49の自治会があるということです。参考までに実は平成5年のときに、この町の自治会に対する運営交付金要領の中に、統廃合の際の交付金も一時設けたことがございましたけれども、効果が大きいとはいえないということで、平成17年の3月をもって、この統廃合の交付金については廃止しているところです。

それから、自治会の統廃合の問題点なのですけれども、これからの分になりますけれども、人口減、それから高齢化等によりまして役員のなり手がいないということで、統廃合が必要だということが認識としてずっと出てきているということです。それから、統廃合に関するルールがないということでも、自治会連合会や町の立場というのが不明確なままになっているということです。それから、これは最近の例ですけれども、町営住宅を今建設中ですが、これがだんだん膨らんでいきますので、建設時に事前の相談等が自治会と不足しているというようなことも問題点として挙げられているところです。

そういった中で今進めている内容ですけれども、自治会連合会の役員会、それから自治会連合会の三役会議、こういったところで協議をしまして、自治会の再編につきまして自治会統廃合ルール検討委員会、こういったものを設置したところでございます。この組織は、自治会連合会の役員、会長、副会長、事務局長の3人です。それから、町のほうは、住民生活課の職員ということで、課長、主幹、担当者、ここで自治会統廃合ルール検討委員会を発足いたしまして、検討する事項につきましては、自治会の統廃合等に関する基本的ルールの作成と、それから現在の区域を基本といたしまして協議する案件を明確化するというところで検討を進めてきたところでして、あらゆるものはもう出来上がりまして、委員会で基本的ルールについて年明けに最終確認をするということになってございます。その後、今年度中に、来年の3月までですけれども、統廃合等の案件がある自治会、そこについては、町、それから連合会で

聞き取り調査を行うというふうに予定をしております、そこから先は、今度は一緒になる、あるいは新設するだとかというようなことが出てきましたら、今度はそこそこの単位自治会のほうで総会にかけたり、議論したりするということになりますけれども、当面、このルール最終案を確認して、そして3月までに該当するところがあれば、そこに聞き取り調査を行うというところまで今来ているということで、ご理解いただければというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 4番、村田政義君。

○4番（村田政義君） 今それぞれ自治会統合の区域の見直しとか、いろいろなことについて町長のほうからお話があったところでありまして。今の話の内容からすれば、このあと本当に本格的に進んでいくのかなというふうに認識はしているところでありまして、これは例えば今統廃合にかかわる問題でルール検討委員会というのを設置して、その中で今具体的に議論がされていると。そして、ほぼ出来上がりつつあるよということで、今お話がされているところでありまして。これは当然先の説明の中でもあったように、過去の統廃合の中ではそれぞれ自治会が主体となり実施をしてきたという経緯も私なりにも当時聞かされておりますが、ただやっぱり私が一番心配していたのは、やはりこの自治会の中で統合問題についても4、5年前にこういう話がありましたが、なかなかやっぱり自治会同士となればいろいろな弊害、いろいろな問題が生じてなかなか難しいのだという、こういう議論が殺到したというのが当時の状況でありまして、やはり自治会の中では、こういったことは難しいというのが現実的に話として出てきたのが現実であります。そういった意味で、今後この基本的なルールの作成の中で進めていくということでもありますから、その辺は多少なりとも改善されるのかなということでもありますけども、ただ私が心配しているのは、やはり町が主体的に各自治会の統合を含めてきちっと整備していく必要があるのかなということと考えていますので、その辺についてちょっともう一度お聞きをしたいと思っております。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 基本的ルールをまずつくって、そこからスタートしていこうというふうに聞いてございまして、いろいろ議論して年明けに決定されるだろうというふうに思われるものが手元にございまして、こういうような考え方で進められて

いくということでご紹介させていただきたいというふうに思いますけれども、まずこれは3つ項目がございまして、1つは区域についてです。これは、今の区域を基本といたしまして、区域の変更については、その原因、これは例えば宅地開発、道路の変更等々、こういった原因が発生が見込まれる際に対象地域の自治会連合会及び町が協議することとするというのが1つ。そして2つ目には、宅地開発または住宅建設が2つ以上の自治会にまたがるような場合には、対象自治会と連合会長が協議することとするということ。それから3つ目には、自治会を新設する際は、その区域の自治会と新設しようとするもの及び連合会長が協議をすることとするということで、区域についてはこの3点なのです。

それから統廃合については、大きな2つ目ですけれども、統廃合については関係する自治会と連合会長が協議することとするということです。

それから、大きな3つ目の自治会連合会の役割についてということで、協議における連合会とは、会を代表する三役等とすると。それから協議結果について、総会等の全体会議に報告し承認を得ることとするということで、こういったルールが多分今読んだことで決定されてくるのだろうというふうに思います。

実際に区域の見直し、幾つかここここはどうだというのも話の中では出ていますが、例えば、そこには警察官の派出所の管轄区域の問題と重なってくる部分があったりとか、町独自といいますか自治会独自だけで整理できない部分もあったりしておりますので、そういったことがこの基本的ルールの中で誰と誰がどんなふうに話して決めていくのだという大もとができますので、そこで協議されながら進めていかれるというふうに認識しておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 4番、村田政義君。

○4番（村田政義君） 今それぞれ話がされました。こういった状況で進むのであれば問題ないのかなというふうに私自身も実は認識をしております。ただ、自治区の関係についても私なりに聞かされている部分については、やはり今町長のほうからお話がありましたように非常に自治区同士が入り混んでいて、非常にこの自治区については、こちらの自治会より隣の自治会のほうがいいのではないかと、そういうふうに区域のつくりが過去の人口の多いときのくくりなものだから、これだけ人口減とか高

齢化に伴って、非常に自治区が大きいところ、小さいところ、あるいは人数が多いところ、少ないところというのは、これはあり得ることなのですが、そういった部分でやっぱり自治区の見直しというのか、例えば例を挙げれば緑町もそうだし、共和もそうだし、例えば豊永の一部もそうですが、旭町もそうです。そういったところから、やっぱりうちの自治会はこちらの自治会のほうがいいのだよねとか、そういう声もよく聞かされるし、そういったところもぜひこの後の区域割の中で十分協議がされるというふうに私自身も今の答弁の中で理解をしたところであります。

それから、また 49 自治会の中でも人数については、やっぱり一番多いところは 153 戸数があったり、少ないところでは 3 戸のところもあります。平均すると 10 戸以下の自治区というのはやはり市街地外ですから、集落地ですから過去には 10 軒、20 軒あったところもやっぱり今日の過疎化の状況の中で非常に少なくなっている。確かに、少ない自治会の中でも、何かあったときにはそれぞれお互いに 3 自治会なり、2 自治会協力しながら進めているという現状でありますから、問題はないのですが、ただやっぱり本来の自治会の目的、そういったところからすれば、本当に少人数の中で活動ができるのかどうかということもやっぱり私自身懸念していますので、そういったところもぜひこの後の見直しの中で進めていただきたいというふうに考えていますので、その辺についてもう一度お聞きをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 自治会のほう、過去のままということでございますけれども、先ほど言いましたように一部統廃合がなっているところがございますけれども、150 から 3 戸の自治会までであるということで、聞き及んでいきますには 3 戸ということもなかなか財産を持っていて、そう簡単に一緒になれないというものも何かあるように聞いておりますので、そこそこにはやっぱりそこそこの理由というか、一緒になれない理由というものもあるかと思えます。今、聞いている範囲では、私も自治会の連合会の会議だとか、それから懇談会だとか、そういったところにも出ていますので、そこで聞かされている中では、今は達美自治会と緑町 1 が一緒になれないかどうかということと、旭町第 2 がだんだん膨らんできているので、これは新設ができないかどうかと。それから、緑町の第 3、高齢化が非常に進んでいるということで、どこかとというこ

とで、どこではないのですけれども、そういったところから今聞いている範囲では耳にしているところですので、いずれにしましてもこのルールが確立されて、そして多分この3つは聞き取り調査があるのではないのかなというふうに思いますので、そこで一つ一つ整理がつけられていって、そしてそのことがまた課題を抱えている自治会が、あそこでああいうルールのもとにしてこういうふうにしたのだと、であれば、次は私どものほうもということで、統合なり、あるいは新設なり、そういったことが次々進んでいくのかなというふうに思いますし、そこに対して町としてもできることは十分検討してまいりたいというふうに思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 4番、村田政義君。

○4番（村田政義君） 多くを語るつもりはございません。ぜひこの後の自治区、あるいは自治会の見直しについて、このあと基本的なルールの作成から含めて具体的に進めているということでもありますから、ぜひこの取り組みについても、単なる自治会だけにおんぶをするのではなくて、町としても最大限汗をかきながらいい方向に取り組んでいっていただきたいなというふうに考えています。

いずれにしても、今自治会も過去にはやっぱり単なる行政の回覧の配布から含めて取り組みがされてきますけれども、今日ではやはりいろんなさまざまな行事、例えばごみの問題含め衛生問題含めて自治会が最適に今取り組んでいるというのが実態でありますから、そういった分ですらやっぱり町と共同した取り組みを自治会がしているということも十分に認識した上で、ぜひこのあと町のお力をぜひ自治会にお貸ししていただければと、そういった取り組みをお願いして私の質問を終わらせていただきます。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 町としても十分それにかかわっていきたいというふうに思います。どうしても今までは、ある意味では勝手に地域の方たちでというようなニュアンスがあったのかもしれませんが、勝手にやってくださいということではなくて、町もしっかりその中で汗をかいていくということが必要だと思ひますし、そうしたいというふうに思ひます。

先ほど、その前のときに議員がおっしゃられました本来の自治会のあり方、やっぱり

しっかり追及していくということで、実は、この自治会が昭和 56 年にできたときの基本目標というのと主要施策というのが、この新津別町総合計画の町民参加のまちづくりと、今もこれは言い続けていますけれども、これはこの当時から町民参加のまちづくりということで、さまざまなことが書かれています。例えばコミュニティー活動の推進を通して、人々の対話や温かい心の交流を進め、地域づくりの一員として自覚と意識の高揚を図るといようなことだとか、住民一人一人が真に参加して協調できる組織づくりに努めるといようなことがたくさん書かれておまして、こういったところに原点がございます、区制から自治会にかわったといふところの原点がありますので、ここもしっかり頭に入れながら今後進めていくというふうにしていきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 次に、2 番、谷川忠雄君。

○2 番（谷川忠雄君） [登壇] それでは、先に通告の質問を町民の声や私の所見を含めて行いますので、簡潔、明瞭な答弁をお願いいたします。

質問の項目は、役場機構改革に伴う人事管理の総合的なあり方についてでございます。中身を申し上げます。現・行政機構のグループ制は、新年度から第二次改編がスタートする予定であるが、目下テレビ等で新大阪市長が民間感覚の厳しさや、親方日の丸意識の払拭を念頭に、公務員改革の抜本策を標榜するなど、世間の注目を集めているが、今次役場の機構改革と併行して、既に民間委託も検討され、行政経費の削減を含め機構のスリム化にも着手するなど、この点については評価されると思いますが、一方では組織活力の醸成が大事と思われまます。

もって、一生懸命仕事をする、発奮力や気概のある職員を育成し、人と機構をうまく機能させる視点が大切であり、今年年輩者が定年期を迎えつつある中で、毎年次の世代交代が顕著で、町民世論では全体的な戦力の低下が憂慮されるなど、役場改革は急務な実態にあります。

おって、過渡期の問題もあって難しい課題も理解はいたしますが、町の現状にあった職務評価等の導入により、切磋琢磨の意識変革も今回の改革では必要で、この点を補強すべきと思料されるので、次の諸点を検討され、今回改革を実行性のあるものにされたく伺います。



1つ目、人材育成の具体的な方策や方法。2つ目、実務能力等の職務評価ルールの検討や導入。3点目、年功序列の自動昇給の実態や見直し。4点目、希望等による降格降給の実態や導入。5点目、人事管理や職制登用の基本的な考え方。6点目、パソコン普及による町民接点の希薄化の改善。7点目、再雇用のルールや外郭団体の受け皿整備の進捗度。特に、雇用年数ですとか役場の指揮監督権について伺いたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 谷川忠雄君の質問に対して理事者の答弁を求めます。

町長。

○町長（佐藤多一君） [登壇] それでは、ご質問のありました件につきましてお答えしたいというふうに思います。

7項目があったと思いますけれども、まず1つ目の人材育成の具体的な方策や方法ということでございます。これは、平成9年に自治省から示されました指針に基づきまして、津別町は平成12年に「津別町職員人材育成基本方針」というのを作成いたしました。以来、これを基本に人材育成の取り組みを実施してきたところでございますけれども、その後平成17年の地方公務員法の改正、あるいは今日の地方分権、地域主権改革、こういったものによりまして行政を取り巻く環境が大きく変化してまいりました。こうした変化に対応するために、平成22年10月、昨年10月ですけれども、人材育成基本方針の改訂版を作成いたしました。昨年度より職員研修、人事管理、職場環境整備、これらはそれぞれ人を育てるという共通の役割があるというふうに認識いたしまして、人材育成の取り組みを開始してきたところです。主な柱としましては、行政サービスの多様化・複雑化にこたえられる専門的能力の育成。それから、新たな課題を発見し、これに対応する政策形成能力の育成。そして、社会情勢の変化に適切に対応できる柔軟性の育成。こういったことを主な柱として進めているところでございます。

2つ目ですけれども、実務能力等の職務評価ルールの検討や導入ということですが、国は平成21年度から人事評価制度を導入いたしまして、町村につきましては関連する地公法の改正が廃案のままになっていることもありまして、実施しているの

は一部にとどまっている状況でございます。

津別町は、職員の能力開発や人材育成等を目的とする人事評価制度の導入にあたりまして、まず、制度の理解が先決であるというふうに考えまして、平成 20 年度及び 21 年度に人事評価制度について、さらに昨年、平成 22 年度は、目標管理制度についてそれぞれ職場内の研修を実施してきたところでございます。

これらの研修の結果、評価方法や評価の基準・項目等の精度等について一定の訓練期間が必要であること。それから、人事評価制度の目的は、職員の能力開発と人材育成が不可欠であるため、人材育成を優先して取り組むことを重要視したところでございます。

この人事評価制度に向けまして、今後も国や先進自治体の取り組みを参考にしながら、能力・業績を重視した人事管理について検討を進めていきたいというふうに考えているところです。

それから、3つ目の年功序列の自動昇給の実態や見直しです。平成 18 年度の国の給与構造改革を踏まえまして本町におきましては、平成 19 年度に国の基準に基づく新給与制度に移行しています。職務・職責に応じた給与構造への転換を図ってきたところでございます。

職員の給料は、職務給の原則によりまして、条例により職務の内容と責任度によって給料の号俸を決定しています。主査職は 4 級まで、管理職は 5 級、6 級という状況でございます。

それから、4つ目の希望等による降格、降給の実態や導入についてということでございますけれども、本町は職員が自ら希望して降任するという、いわゆる希望降格制度は取り入れてございません。

それから、5つ目の人事管理や職制登用の基本的な考え方についてということですが、人事管理につきましては、先ほどの津別町人材育成基本方針の改訂版により実施しております。昨年度から自己申告制度を取り入れまして、職員の強み、あるいは弱みの把握や、現在担当している業務の満足度、将来担当してみたい業務などを課長経由で申告いたしまして、適材適所に配置するための参考としているところです。また、昨年度より管理職による課内の人事ヒアリングを実施しておりまして、課内の事務総

量と配置職員のバランスをチェックしております。そこで出た課題を把握して次の異動等に活用しているところです。管理職の登用についてですが、日常業務の取り組み姿勢や、あるいは職場内におけるリーダーシップ、それから自己申告書の内容等々を総合的に判断して実施しておりまして、登用のための特別な試験というものはもってございません。ここ数年につきましては、管理職のポスト数と管理職登用の高年齢化という問題もありまして、次世代のリーダー養成が急がれているというふうに考えているところです。

それから、6つ目のパソコン普及による町民接点の希薄化の改善についてでございます。これは、多分挨拶のことも含めてのことだというふうに考えておりますが、役場に来られた方で迷っているような状態を確認したときには、職員から声をかけるよう指導しております。また、特に通路に近い窓口担当職員につきましては、来庁者が近づいてきたという気配、そういったものを感じたときは顔を上げてしっかり対応するよう、さらに指導を徹底してまいりたいというふうに思っています。それから、再三指摘されています接遇改善の関係ですけれども、これも年明けの1月に講師を招いて職員研修を予定しております。その内容につきましては、その講師から一般的な話を伺うということではなくて、講師が役場に入ったときの、その職場の印象あるいは窓口対応で感じたこと、改善が必要ということがあれば、それらを中心にお話をさせていただくというような内容を予定しているところでございます。

それから、最後の再雇用のルールと外郭団体の受け皿整備の進捗度合いということでございますけれども、定年退職者の再雇用は任用期間を原則1年としまして来年、24年の4月から実施する予定であります。再雇用の対象者につきましては、今年度、平成23年度末の定年退職者でありまして、その中から再雇用を希望する者というふうに考えております。再雇用者を配置する職場といたしましては、専門的知識を必要とするところ、あるいは各種計画の見直しなど行政経験を必要とするところを想定いたしています。それから、町関連法人、町の関連法人等への人材の斡旋先、いわゆる受け皿といたしましては、株式会社津別町振興公社、株式会社相生振興公社、それから社会福祉法人津別町社会福祉協議会、この3法人を予定しております。来年の平成24年度からの斡旋先、いわゆる受け皿は、この今申しました3法人のうち2つ、津別町

振興公社と津別町社会福祉協議会を予定しているところでございます。そして、雇用のルールにつきましては、今検討中ということでございますのでご了解いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） 2番、谷川忠雄君。

○2番（谷川忠雄君） それでは、項目ごとに絞りまして再質問をさせていただきます。まず1番目の人材育成の関係です。これは言うまでもなく、仕事は人がやるというふうなことでございまして、意欲を持った人、無気力な人はいないと思いますけども、それによって仕事の良し悪しや何かが決まってくると、それによって役場の評価もいろいろ変わってくる部分もあると思いますので、そういう部分についての十分普段から意を使ってはいると思いますけども、その辺のところを含めて、新年度においては最善を尽くすことがいいのかなというふうに思っておりますので、この点について伺いたいと。

それとあわせて、何ぼ立派な機構をつくっても、人が仕事をするものですから、その辺が十分機能しないと仕事も成り立たないというふうなことかなというふうに思いますので、まずこの点について再度見解を伺いたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 基本的には先ほど言いましたように、町の人材育成基本方針、これに細かく書いてございますので、それに基づいて進めていると。セクションとしましては、総務課が担当する形になりますけれども、順次、先ほど言いました3つ、専門的知識、政策、形成能力、そして柔軟な対応というのを基本にしながら職員の能力を上げていきたいというのとあわせて、機構改革は数が少なくなってきていますので、フルに自分も町民のために働いて満足感を持って、また次の仕事に元気を持って対応できるというような、一つ一つの言ってみれば成功体験というのですか、小さな成功を積み重ねていくということも提供していく必要があるんじゃないかなというふうに思いますので、そういったことを職員にしっかり指導しながら進めてまいりたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 2番、谷川忠雄君。

○2番（谷川忠雄君） 町長の答弁で大枠わかりましたけども、いずれにしても町民に役に立つ役場や職員を目指して、十分言われたこともそしゃくしながら吟味をいただきたいなというふうに思います。これについては答弁よろしいです。

2つ目に移ります。実務能力等の職場評価のルールに関係ですけども、仕事については、仕事以外も人との接点もありますけども、職員のやる気や発奮力を持たさないと、いい意味での競い合いがないと、いずれにしてもいい仕事ができないのではないかなというふうに思いますので、そういう気持ちを起こさせる、引き出すような、そういうふうな人使いをしていただきたいなというふうに思っております。

それと2つ目としては、年功序列だとか、ちょっとほかのところに引っかかる部分もありますけども、席を暖めていけば、黙って昇給するというふうな形はいろいろあるんですけども、いい面と悪い面もあると思いますけども、黙っていても給料が上がるというふうな感じのあれは、そろそろもう職責や職務のメリハリをつける時期でないのかなというふうに思いますけども、難しい問題もあると思いますけども、まずこの辺について伺いたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） ③とも関連してくるかというふうに思いますけれども、職員の発奮する力をどんどんつけさせてほしいというのと、年功序列ではどうなのかということでございます。これは、職員を発奮させるための方法として職務評価、人事評価というものがあるというふうなことだというふうに思いますけれども、ただ、違うのは、今町がやろうとしているのは人材育成ということを基本に置いていまして、いわゆる人事評価イコール勤務評定というようなことでは考えていないわけです。勤務評定になりますと人に順番をつけたり、給料に差をつけたりということを目標とか目的にするのではなくて、職員そのものの資質を一人一人高めていこうということを目的として人事評価を進めていきたいなというふうに考えているところです。

それから、年功序列につきましては、ここに座っている方全部見ていただければわかりますけれども、必ずしも年功序列というふうにはなっておりませんで、51歳から間もなく定年になる方までさまざまで、順番は必ずしも年功のとおりというふうにはなってございません。それにはもちろん意味があってそういうふうになっているわけで

ございますけれども、問題はやっぱり町が持っている目標に対して、それに向かってしっかり働いていただける方、そして中核を担っていただける方と、そして指示命令系統もしっかりして、その目標が一個一個達成されていくというふうなことを想定して、そこにはこういう人が今ある中ではベストではないのかなというようなことを考えながら配置をしているというふうに考えていますので、以降もそのような形で進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（鹿中順一君） 2番、谷川忠雄君。

○2番（谷川忠雄君） 言われることは重々わかっておるつもりでございますけれども、その給料の昇給関係なのですけれども、給料は多分良好なものが昇給するという、そういうふうな仕組みだと思っておりますけれども、これに対する判断基準はないのではないかとと思うのですが、あったらちょっと示していただきたいと。

それと、心ならずも職務の遺漏や何かで訓告だとか戒告以上が処分ですけれども、そういうふうなものを受けた場合に、給料の延伸だとか、そういうふうなものがあるのかどうか、それについてお聞きをしたいと思ひます。

○議長（鹿中順一君） 総務課長。

○総務課長（林 伸行君） まず、懲戒処分を受けた者の昇給、昇格の関係ですけれども、懲戒処分を受けて戒告以上の者につきましては、今昇給が年1回、1月1日、1回になりました。それで、その者については通常4分の4、今まであった1号俸を4つに区分されたのが今の給料表なのですけれども、その昔で言う1号俸分、4分の4が通常上がるのですけれども、4分の3に抑えているというようなことでの措置はしております。

それから、給料表に差をつけているのかという部分につきましては、今現在評価制度を導入しておりません。今言った特殊な地公法に基づくような処分があった場合については対応しておりますけれども、それ以外の部分については4分の4通常上がると。年1回昇給するというような状況です。

○議長（鹿中順一君） 2番、谷川忠雄君。

○2番（谷川忠雄君） 次に移ります。希望等による降格、降給の関係ですけれども、いろいろ主任、主査以上の方、大半、3分の2ぐらいはそうでないかと思うのですけ

ども、万一職責だとか職務に耐えられなくて、そういうふうな方が出てきた場合については、降格、降給というか、そういう道をつくってあげることも必要でないのかなというふうな形で、重い仕事を任されて頭が一杯になるというふうなことや何かいろいろあると思いますけども、私としてはそういう道をそろそろつくる時期でないかなというふうに思いますけども、その点について伺いたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 降格制度と申しますか、制度を持ってするのか、あるいは今でもそういうことは、例えばどなたかからあれば、それは話を聞くようなことにはなりますけれども、制度としてもつのかどうかというのはまだ考えておりませんが、実は管内と申しますか、この近くでも制度として持っているところは清里町やそれから大空町にもございます。清里町の場合は、これは清里町人事管理運用規程というふうに規程になってございまして、降格の部分については職員が病気などの理由で自分の意思に基づき職員自ら降格を申し出ることができるというようなことになっておりますし、また大空町のところでは、大空町職員希望降格制度実施規程ということで、そのものずばりの名称になってはおりますけれども、いわゆるその職務を果たすことが身体的または精神的に苦痛と感じる職員や、家庭の事情等によりその職責を果たすことが困難であるというふうなことで降格の希望を申し出る制度を創設することによって、職員の職務の意欲の向上を図っていただけるのだと。そして、さらに精神的健康の増進も図ることができるということで、こういう制度を設けてございまして、そういう相談があれば次の異動のときに考慮をするというようなことになってはおりますので、制度としては町としてはないですけども、そういうものがあれば当然そのまま放ったらかすというわけには当然いきませんので、しっかり相談をしようというふうに思っています。制度にするかどうかについては、なお検討させていただければというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 2番、谷川忠雄君。

○2番（谷川忠雄君） 今の降格的なものについては降給もそうですけども、人のやっぱり心理に与える影響が多いですので、実際にその立場になると苦しい問題もいろいろとあると思いますので制度制定までは求めませんが、この辺の問題は本人の

実態だとか、上から理事者なり何なりが見た場合のそういうふうなところを踏まえながら、臨機応変に適切にやってもらうのがいいのかなと。いずれにしても役場については民間よりも給料が高いという、そういう認識は職員全体に持ってもらうのがやはりいいのかなというふうな思いがしますので、その点だけ触れておきます。

続いて、人事管理や職制登用の考え方ですけれども、昇格については先ほどちょっと話がありましたけれども、やっぱり職員みんなが注目していると。あの人が一生懸命やって上がったら、私もその体を対してやっぱり頑張らなきゃならないなというふうな、そういう発奮力にも結びつくのではないかなというふうに思います。そういうふうなことでございますので、登用については今までも適切にやっているとは思いますが、念を入れながら公正、適切な人事を求めたいと思いますし、それによって行政能率の向上に役立たせて役場の評価が高まるというふうなことでないかなというふうに思いますので、その辺のメリハリある昇格等についてお聞きをしたいというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） これは先ほども申しあげましたように、登用する上で少しずつ変えてきておまして、基本的には基本方針の改定版に沿っての進みでございますけれども、まずは課内の働いている人たちがどういう感覚を持っているかというようなことを、実は最終的には副町長のところですので集約するような形になって、それを受けて私も副町長から聞き取りをするということになっておりますけれども、自己申告制度、これもやりました、こういうところで仕事をしたいとか、そういうのが実際には書いてくる方もいるのですけれども非常に少ないのです、ここで仕事をしたいというのは。特徴としては、以前もやったのですけれども、やってみたい箇所というのが2つないし3つぐらいに集中しているという現状がありまして、そこに希望する方を全部やったら、ほかのところはどうなっちゃうんだということになっちゃいますので、そういうところも希望としてはわかりますけれども、必ずしもそこに配置することにはなりません、その中から厳選しながらここで頑張ってもらいたい、それから残ってまだまだこれはそういう希望があるかもしれないけれども、まだまだここで頑張ってもらいたいというようなことも総体的に見ながら判断をして配置をしていると



いうふうに考えておりますので、それがまたその方が次の年にどういう自己申告をしてくるのかということも単発ではなくて継続して見ていきながら、そしてそこで統括している管理職の意見も聞きながら配置を進めていきたいというふうに考えていますので、不都合な部分が出れば、随時柔軟性を持って対応していきたいというふうに考えていますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 2番、谷川忠雄君。

○2番（谷川忠雄君） 次に移ります。パソコン関係による問題ですけれども、非常に事務改善はされたのですけれども、ここにもちょっと答弁に書いていますけれども、それでもなおかつ、町内でも知られた方が来ても全く顔を見ても挨拶をしないという話がちらほらやっぱりまだ聞こえています。接遇のダメな人については直接的な注意喚起だとか、全体の喚起や何かも含めてどのようにされているのか、これちょっと1点に絞って聞きたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） これは従来もお話ししていましたが、接遇の部分では研修会もやっていますし、たびたび私のほうからも職員に対して訓示をしているところです。それでもちょっとひどいなという人がもしいるのであれば、何度もお話ししていますけど、その職員の名前を教えてくださいというふうにしていますので、そしてその者に直接言ったほうが改善が早いというふうに考えておりますので、それはそのような形でお願いしたいというふうに思います。

ただ、いい面では、それこそまちづくり懇談会の一番最初のときの本町、幸町のところで、既に退職されたOBの方から同じような意見もありましたけれども、もう一方では自分がいたときから比べたら随分よくなったよなという、そういう話もされているOBの方もおりましたので、やはり改善されているところは改善されているんだなというふうな確信も持ちましたので、さらに良くなることには全く越したことはありませんので、そうなるように努力を続けていきたいというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 2番、谷川忠雄君。

○2番（谷川忠雄君） それで、職員研修の関係ですけど、今回も1月にというふうなことですけども、通例的な研修でなく今回は密度を濃くしたり論点を絞っての研修

だというふうに思うのですけども、ちょっと平林都という怖いおばちゃんがありますけども、やっぱりああいう接遇の専門の方、これはかなり高いのかもしれませんが、そういうふうな方を呼んで、やはり職員の気構えを新たに持ってもらうということも必要かなというふうに思うのですけども、その点についてはいかがなのでしょう、検討されましたか。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 有名な方はいますけれども、私も見たことがありますけれども、必ずしも番組というのは私もよくわかっていますけども、番組はつくられるものですので、果たしてその通りなのかどうかというのはわかりませんが、やっぱり自分が一番いいなと思っているのは、あれだけ不親切だった法務局が変わったということがよく言われています。ですから、そこは変わるやっぱり何かがあったのだというふうに思います。それは、そういうところを十分聞いて、そして自分たちに参考になるところは取り入れていきたいなというふうに考えていまして、今のところそのおばさんと呼ぶつもりはちょっと考えておりませんので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 2番、谷川忠雄君。

○2番（谷川忠雄君） その点についてはわかりましたけども、実効性のあるものにしていただきたいなというふうに思います。時間もあれですから、最後の再雇用関係の問題に入ります。任用期間、原則1年ですからあれなのですけども、一般的な概念から考えて、やはりもともとの慣れた仕事のところに行けば別かもしれませんが、せめてルールづくりから軌道に乗せるのに2年ぐらいは私は必要でないかなというふうなことを思うのですけども、年限について2、3年前後ぐらいというふうな幅を持たれたらどうなのかなと。一方では毎年後輩の方が定年を迎えますので、その辺のところも考えながら、いずれにしても単年は短いのではないかなというふうな思いがしますので、その点についてお話をいただきたい。

それと、雇用者の賃金というか給料なののですけども、これは一律なのかどうか、給料も職責だとか業務量によって格差が出てくる部分もあるのかもしれませんが、その点について概念的な検討されているのなら伺いたいと。

それと、役場の指揮監督権については、特に触れておりませんでしたけども、やっ

ぱり町にかかわるような重大なようなことがあれば、契約上か何かで指揮監督権が場  
合によっては及ぶと、我々も町民から話を聞いて、特に町に申し上げなきゃならない  
ようなことがあったら、指揮権とかはありませんのでしりません、それはそちらの問  
題ですということになるとまた困った問題ですので、その点について指揮監督という  
よりも、柔らかく言えば指導助言、協議とかいろいろあると思いますけども、その点  
について伺っておきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 雇用の年数の関係ですけれども、お答えしましたように任用  
期間を原則1年というふうにしておりまして、場合によってはそうでない場合もあり  
ます。この仕事が1年で終わってしまうという内容のものもあるでしょうし、引き続  
いてこの人にやってもらわないと、ちょっと中途半端で終わってしまうというような  
ことも当然出てきます。それから特に、外部といいますか受け皿のほう、公社だとか、  
そういうところは1年、1年でかわられると、なかなかそちらのほうも困ったものだ  
というのがやっぱり出てくるかと思しますので、それは頭に入れながら進めていき  
たいというふうに思います。

それに伴う給料については、そこそこの職責がありますので、それによって差はあ  
るというふうに考えています。幾らにするかについては、これからまた協議をしたい  
というふうに思っています。

それから指揮監督といいますか指導助言、これはやっぱり例えば公社にしましても  
町の100%出資のところですので、当然こういうところはクレーム等々があればきちん  
と対応していかなくてはなりませんし、社会福祉協議会も行っている職員等、あるい  
は今でいけば、ちょうど保育所が委託先になっていますけれども、そういったところ  
にはクレーム等々もいろいろ入ってくるようなことがあれば、それは町としてもしっ  
かりそちらのほうと話をさせていただいて、そういうものを放って置いていいはずは  
ありませんので、それは町としてしっかり指導助言も含めて対応してまいりたいとい  
うふうに思っていますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 2番、谷川忠雄君。

○2番（谷川忠雄君） 最後になりますけども、例の受け皿の関係、ケアハウスは客

体が別ですから、そういう主体的な問題ではわかるのですが、その定款か規約か何か載っているかどうかわかりませんが、ここも重要な何か課題や何かがあった場合は、町の関与だとか議会も一言ぐらい物申せるぐらいの項目が私は必要でないかなというふうに思っているのですが、その点について最後伺って終わりたいというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） ケアハウスのほうにつきましては、私が町長になってからは何か特別にこういう問題が起きて大変だというようなことは聞いてございませんけれども、そういうようなことが仮に起きたりするのであれば、それは町としても建てたのはお金を随分出しておりますので、そういう面も含めてこちらからお話ができることはさせていただきたいというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

#### ◎延会の宣告

○議長（鹿中順一君） したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

（午後 3 時 43 分）